

平成27年第4回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成27年12月8日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|-------------|
| No. 4 | 5番 | 佐藤厚潮君 | (P 53～P 57) |
| No. 5 | 12番 | 後藤功君 | (P 58～P 75) |
| No. 6 | 13番 | 佐藤富男君 | (P 76～P 95) |

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 佐藤厚潮君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎 昇君	参事兼 税務課長	金田昭二君
参事兼 住民生活課長	相川 博君	参事兼 放射能対策 課長	藤田雄二君
福 祉 課 長	中山隆男君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	伊藤秀雄君	農 政 課 長	東宮清章君
建 設 課 長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
参事兼 上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局 長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監査委員 主任書記	藤 田 哲 夫	次 長 兼 議事係長兼 監査委員書記	黒 須 賢 博
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁を含めて1人につき90分以内を原則といたします。

それでは、通告第4、5番佐藤厚潮君の一般質問を許します。5番佐藤厚潮君。

◇5番 佐藤厚潮君

1. 不登校児童、生徒の現状と対策について

○5番（佐藤厚潮君） 5番佐藤厚潮です。おはようございます。

通告に従い一般質問いたします。

まず、本日は後ろに、羽太小学校の6年生の児童がたくさん議会を傍聴に来ておりますので、子どもたちにもわかるような一般質問及び質疑応答にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。そして、この機会に、西郷村の議会が村の未来をつくる子どもたちのことや、子どもたちの身近な学校について常に話し合っており、問題があれば、その問題を解決できるようにしたり、よりよい学習環境を整えられるよう一生懸命取り組んでいることを知ってもらえれば幸いです。

さて、私の本日の一般質問は、西郷村の村内の小学校、中学校で学ぶ児童、生徒に関することです。それは、村内の子どもたちの中にも、例えばいじめに遭ったりして学校に行きたくても行けなかったり、悩んだりしている子どもたちが少なからずいると思いますが、その不登校の問題を取り上げようと思います。もちろんその不登校の問題とともに、その原因となるいじめなどのことをなくすることが重要であると思いますが、学校に行けなくなった子どもたちをどうするか、学校に行かずにできることがないのかというようなことを検討することも重要だと考えます。

現在、一部の国会議員が不登校の児童、生徒が普通の小学校や中学校に通学せずに、一定の条件を備えた学習塾のようなフリースクールや、自宅で必要な勉強をすれば義務教育を終了したことにするという法案を国会に提出しようとしております。もしこの法案が成立すれば、全国で12万人いると言われている不登校の子どもたちには、学校とは別の選択肢ができることになり、問題の一つが解決することになります。今、全国の学校では、長期に欠席していても校長先生が認めれば出席扱いにして形式卒業という形をとっているようですが、学校以外でも必要な学習ができればこの問題も解決できるかもしれません。また、保健室に登校するという保健室登校という急場しのぎの対策もとらずに済みます。義務教育とは、社会人として生きていく上で必要な事柄を学校で一通り学んで、一人の社会人を育てることが目的の一つだと思いますが、今はそれが簡単ではなくなっているのかもしれません。

厚生労働省が認可する若者サポートステーションというのが全国には160か所、福島県内には5か所あるのですが、そのうちの一つが西郷村の村内にあります。ちなみに、そのほかの4か所というのは、福島市、郡山市、いわき市、会津若松市にあります。若者サポートステーションというのは、15歳から39歳までの無職、仕事をしていない、仕事についていない若者の就職支援をすることが目的の施設ですが、最近そこに通ってくる若者が増えているそうです。そして、その中の多くの若者が不登校を経験しているのも事実です。そんな若者を一人でもなくすには、早いうちにサポートし、社会に出ても困らないだけの教育を受けてもらうべきだと思います。先日、村に住む無職の元青年がある事件を起こしましたが、あのような事件の再発を防ぐ上でも必要な対策だと思います。

そこで、教育長にお伺いします。西郷村内での不登校の児童、生徒は現在大体どのぐらいいるのか、また、その児童、生徒の学習の遅れを補うための対策やカウンセリングはどのような方法で行っているのか、また、地元にはフリースクールのようなそういった機関があるのかどうか、おわかりでしたらお答えをお願いします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 5番佐藤厚潮議員の一般質問にお答えします。

まず、お話のありました法案についてですが、法案名は、仮称ですが、多様な教育機会確保法案というふうになっているようです。目的は、先ほどお話にありましたが、さまざまな事情により義務教育諸学校で普通教育を十分に受けていない子どもや、学齢を超えた後に義務教育諸学校への就学を希望する者がいることを踏まえて、多様な教育機会を確保するための施策を総合的に推進することとされているようです。具体的には、学校以外の場で学習する子どもの教育機会の確保のための対策として、保護者が子どもの状況等を考慮して、個別学習計画を作成して、市町村教育委員会の認定を受けたときは、学校に就学させないで子どもに教育を受けさせることができる、また、市町村教育委員会は、訪問等の方法によって、子どもに対し学習支援を行う、当該保護者は、就学義務を履行したものとみなすなどとなっております。

おただしの不登校児童、生徒の状況であります。平成27年度学校基本調査結果によりますと、平成26年度における全国の不登校児童、生徒数は、小学校が2万5,866名、中学校で9万7,036名となっており増加傾向にあります。本村におきましては、今年度12月1日現在の30日以上長期欠席児童、生徒は、小学校で1名、中学校で11名となっております。ちなみに、フリースクールを利用している児童、生徒はおりません。このことを受けて、法案が国会に提出され成立した場合のことをございですが、学校の不登校児童、生徒に対する指導法等について考えていくことになると思います。

現在おただしの不登校児童、生徒に対しての対応ですが、村の生徒指導部会を定期的に開催しております。そこでの情報交換、それから相談窓口の設置、それから適応指導教室を村でつくっております。さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置してございまして、不登校ゼロに向けた取り組みを行っております。

す。主な内容といたしましては、将来の自立に向けた支援、連携ネットワークによる支援、働きかけることやかかわりを持つこと、家庭への支援などを行っているところです。

以上で終わります。

○議長（白岩征治君） 5番佐藤厚潮君の再質問を許します。

○5番（佐藤厚潮君） ただいま教育長から、西郷村内にも30日以上、連続で30日以上学校を休んでいるお子さんが小学校で1人、中学校で11名という学生の数をお聞きしましたが、これが全国よりは少ないかもしれませんが、それでも、それをゼロにしなければいけないと私は思います。そのための対策というのが今ほどお話あったように、スクールカウンセラーがカウンセリングしたり、先生方がいろいろ情報交換しているということは、非常に、少しずつでしようが、効果が上がっているのかと思います。

そこで、学校以外の場所で学習の遅れを補ったり、生活習慣を身につけさせるために登校するという、なかなか学校に戻るといのは大変でしようが、別な場所で授業を行っているというような対策はあるのかどうかお聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） ただいまのおただしにお答えいたします。

村内では、先ほど申し上げましたが、適応指導教室というところがございまして、そこに通ってきて指導を受けている児童、生徒がおります。

○議長（白岩征治君） 5番佐藤厚潮君。

○5番（佐藤厚潮君） 適応指導教室ということで授業を行っているということですね。

それは学校の敷地内、学校の教室ではないということですが、場所はどちらになるんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

体育館の一室をお借りしまして実施しております。

○議長（白岩征治君） 5番佐藤厚潮君。

○5番（佐藤厚潮君） わかりました。学校の敷地内というか、学校の教室というのが、なかなか不登校の子どもたちには抵抗があると、学校にやはり戻りたくても戻れない、学校に行けと言われてもなかなか行けない、そういう子どもたちにもそういう学校以外の場所というのが私は重要かと思えます。もちろんそれはフリースクールという形ではありませんが、私はフリースクールというのが今後、そのフリースクールでの学習が義務教育課程での学習とみなされるようになったら、これは私は西郷村にも誘致すればいいと思っております。

例えば川谷小、川谷中の今ある場所が、その学校の今、統合問題というのが近い将来現実のものになることは皆さんもご存じだと思いますが、地元では、なかなかその統合に対して反対する人もたくさんいるということも聞いておりますが、その人たちというのは、学校がその場になくなってしまおう、そして、学校がなくなると子どもた

ちの声がそこで聞こえなくなってしまう、そういうことを寂しく思ったり、また、自分たちの母校がそこに昔からあったということで、心のよりどころがなくなってしまうのではないかと、そういう不安を感じていることで反対しているのではないかとと思うんですが、私はそこに、例えばフリースクールができれば、フリースクールというのはやはり地元の方の応援、そして協力が不可欠ですから、もし川谷地区にフリースクールができれば、新たな学校の応援団、そして、新たなコミュニティーができるのではないかと思います。

また、西郷村では特認校制度という制度で、学区外からの子どもたちが川谷小、川谷中に通学しているということですが、その際、川谷小、川谷中がほかの学校と統合した、そういった場合に、もとの学校には戻りたくないというお子さんも、もしかしたらいるのではないかと思いますので、そういうときには新たなフリースクールのような教育施設ができれば、そういった問題も解決できると思います。私は西郷村で生まれて、西郷村で学んだ子どもたちが、西郷村で生まれてよかった、西郷村の学校でよかったと言ってくれるような、そんな学校になってほしいと心から願っております。

最後に、教育長は、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 川谷小中学校のお話がちょっと出ましたが、川谷小中学校の問題とフリースクールは別だと思えますし、おただしの中身もイコールではないと思いますが、現在のその特認校制度につきましても、これはあくまでも複式学級の解消ということを目的とおるものでありまして、この不登校児童、生徒への対応ということではないということは、まず基本にはございます。

フリースクールをつくることについて、教育委員会としてどういうことが、どういうかかわりがあるかと、ちょっとまだ私自身よく勉強しておりませんが、いずれにしましても、現在いろいろな事情で学校に行くことができていない児童、生徒がよりよい自己実現を果たし、自立していくための基礎を身につけるための選択肢としてフリースクール等があるということで、不安を抱える児童、生徒、保護者にとっては、そういうことがきちんと法的に整備されて制度的に整えば望ましいことであると思えますが、その際、学校も一緒になって児童、生徒及び保護者と、そのほか関係者とかかわりながら、よりよい選択肢になっていくことになっていくことが必要だと思えます。

ただ、家庭で学習させる、いわゆる家庭の学校化とか、義務教育の民営化ということにもつながっていくような懸念も持っていますので、いずれにしましても、今後大切にしていかなければならないのは、児童、生徒、今、今日も傍聴に来ていますが、村の子どもたちに、自立していくための力をつける機会と場を提供していくことだと考えております。今後、学校の教育活動の中で不登校児童、生徒を生まない、そういうことを基本に、教育委員会としては取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 5番佐藤厚潮君。

○5番（佐藤厚潮君） 今、教育長のお考えがよくわかりました。ぜひこの西郷村で、子どもたちがふるさとに対する郷土愛が生まれるような、そんな教育ができればと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 5番佐藤厚潮君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第5、12番後藤功君の一般質問を許します。12番後藤功君。

◇ 1 2 番 後藤 功君

1. 教育行政について
2. 一般行政について

○ 1 2 番（後藤 功君） 1 2 番、教育行政についてお尋ねするのでありますが、鈴木教育長、新任 1 1 月からということでおめでとうございます。

前加藤教育長との間で、私も教育問題いろいろなことで、ここで論陣を張ってきたんですが、このたび加藤教育長が退任されて、新任の教育長にかわられたと、それから、教育長制度が変わったと、今度は村長が任命して、以前は教育委員会の互選で教育長になったと、今度からは村長が指名して教育長を決めるんだと、そういう制度になったということでもあります。

それで、私は、教育というのは皆さん一様に、本当に大事なことであるということ、私も十分認識しておるわけですが、鈴木教育長、西郷村だよりの中でのコメントで、いろいろ述べられておったと、その中で人づくりが大切だと、自立するんだと、そういう方向でおっしゃっておると、私も全くそのとおりにんですが、それで、具体的に、じゃどういふうに、今まで教育長は小田倉小学校で長年教鞭をとって、校長先生として学校経営に当たっていたと、そういう経緯からして、いろいろ学校経営においては、みずから実際の教育現場で、子どもたちをどう人づくりのためにやってきたんだということがあはずです。具体的に、私のほうで簡単に質問の項目に挙げましたが、それを具体的に、人づくりという人材育成というのは十分わかっておるんですが、新任の教育長は具体的にどういふことをまず始めていくんだと、そのことをまずお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 1 2 番後藤議員さんの一般質問にお答えします。

前加藤教育長さん、1 2 年 7 か月という長い間教育行政にかかわっていただいて、西郷村ではたくさんの特長ある実践をされております。新任として就任したわけですが、年度途中の就任でありまして、やっぱり私としては、これまで今回、今年度も西郷村の教育委員会の基本計画というものがございますので、それにのっとった取り組みは当然これ引き継いでいくようになると思います。

そのことからまずお答えいたしますが、これまで取り組んできた学校教育の中では特に必四学習、必ず 4 つの学習ということを村で掲げまして、各学校で必四学習を実践しております。これ、すばらしいなと私は思っております、例えば今日子どもたち見えてる羽太小学校では、4 つ掲げているんですが、1 つ目が各種テスト全国県平均 1 0 5 % 以上という目標を一つ掲げている、つまり、全国平均よりも 5 % だけ上の成果を上げようということ、それから 2 つ目が、元気にあいさつや優しいことばづかい 1 0 0 %、子どもたちはこれ多分もう自分たちのものとして身につけているものと思います。元気にあいさつ・優しいことばづかいが毎日交わされているようにしたい。それから、無欠席 8 0 日以上、これは健康な体づくりだと思うんですが、8 0 日無欠席は、もう達成したとお聞きしました。すばらしいことだと思います。それから県庁

マラソン、全員が郡山まで行こうと100%、そういう具体的な事項を掲げまして、子どもたちにそういう目標を持ってかかわってくれているということも、すごいすばらしい取り組みの一つだと思っております。それから、心力ということで、心の教育では、やはり学校、家庭、地域が一体となった道徳教育や人権教育の推進ということで、私が就任した後も子ども人権会議というのが実施されまして、子どもたちが各学校で実施した取り組みを発表し合うというような、そういう機会も設けている、これも続けていくべきだと思っております。

さらに、やはり学力向上は大きな問題ですが、学力向上につきましても共通実践を行う、村の学校全体が同じ方向を向いて共通実践を行うということで、真剣な学びの10項目ということをつくってありまして、例えば課題とまとめが整合性があるかどうか、そういうことを必ずチェックしているというその取り組みは、やはりすばらしいなと思っております。そのほか、さまざまいろいろ、例えば給食につきましてもご存じのように、西郷は食育に力を入れていて、西郷マクロビ給食を実施している、そういう食から子どもたちを健康にしていこうという取り組みや、そういういろいろすばらしい取り組みがなされておりますので、今後もそれは継続して、さらには6番南館議員のご質問にもお答えしましたが、一つ一つの中身をもう一度確認しながら実効あるものにしていきたいと思っております。

あと、私自身としましては、先ほどお話がありましたが、校長としては、やはり一番大事にしてきたのは意識を変えていくということです。これは子どもたちの意識、それから教職員の意識、保護者の意識、どのようなというと、広報にも書いていただきましたが、やはりみずから行う主体性を大事にしたい、やっぱり今の自分よりも少しでもよくなっていこう、よりよい自分に向かって常に向上していこうとする意欲を引き立てていく、そのことがいろいろな活動を充実させる基本になっていると私は思います。それから、その一つの形としては、やはり今行われている授業、各学校で一番子どもたちが一日の中で多く時間を割くのは授業ですので、その授業をやはり質的な改善をしていきたい、子どもたちが先生から教えてもらうのを待つのではなくて、自分たちが進んで問題解決していく、自分たちが協力して意見を出し合って話し合っ問題解決していく、そういう学び合いということをやっております。羽太小の子どもたちもそのような授業で、お互いに意見を交換しながら行っている、そういうことが考える力につながり、それがひいては学力向上につながっていくと考えております。

それと3つ目ですが、やはり学校にたくさんいろいろな教育活動が行われていますが、その活動が本当に意味あるものになっているか、そういうことを見直してきました。つまり教育として成立しているかどうか、そういうことを大事にしてきたつもりです。例えば例を申し上げますと、お掃除、お掃除というのはほとんど子どもたちあまり好きではないかなと思いますが、お掃除をするという行動自身を自分の内から働きかけていく、そういう活動にしていくことで教育的な効果が上がると思います。環境に働きかけるわけです。子どもたちがお掃除に行った場所が、何もしないで遊んで

帰ってくれば全然きれいにならない。だけれども、自分たちが任された環境に自分たちがどう働きかけるかということでその成果が変わってくる。大人の人がたばこをばいと捨てれば、それは環境にマイナスの働きかけをしたことになりますが、そういうことも子どもたちのうちからやっばり、自分が働きかけることで成果が上がるという、そのことも大事にしたい。それから、各種やっばり学校行事たくさんあります。運動会やそのほかいろいろな。それも子どもたちの教育にとって意味のあるものにするにはどうしたらいいかということ、常に見直しながら取り組んでまいったつもりです。十分お答えになっていないかもしれませんが、そういうことでお答えさせていただきます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君の再質問を許します。

○12番（後藤 功君） 今いろいろ教育長が人づくりについての考えを拝見しましたが、まだ教育長の任に当たって実績とか、そういうことは全然ないわけですから、ここで私がいろんな辛辣などこのこうのと言っても、これ始まりません。ただし、今、教育長さんが言った最後の掃除が大事なんだと、お掃除、これは私も非常に全く同感でありまして、実は企業においても、今さまざまな企業がそういうことで、基本的な会社経営、その会社の生産活動とか、いろんな直接仕事には関係ない部分で、そこからまず会社の方針として徹底されていると。私も非常に感銘したことがございまして、実はイエローハットの社長さん、鍵山さんというのかな、この人が大変掃除の哲学を持っていらっしゃるって、それで、もうとにかくまずは掃除だと、徹底した掃除の従業員に対して教育をなさっている。店づくり、それから、掃除を通した業務の、あらゆるそういう会社の理念というものを徹底して、私はその本を読んだわけですが、非常に感銘を受けることが大でありまして、まさにこれは学校だけじゃなく、役場の行政機構に働く皆さん、おのおのの会社でそういう理念でやるのが大切なんだと、私常々思っております。

今思いもかけない教育長が掃除をやると、重きを置いているんだと、全く私は大賛成です。それをやはり子どものうちから、そういう身の回り、あるいは自分の学校、教室、全て社会のそういう場で、常に清潔を心がけてごみを落とさないとか、散らかさないとか、また拾うとか、そういうことを幼少の一番人間形成で大事な時期にそれを徹底して教育してもらいたいということが、私のある意味では非常に大事な要素を占めているんだと、そういうお話を聞きまして、本当に期待します。

それで、私なりに教育ということで、いろいろ考えはあります。それで、具体的に我々が、私も60を超えていますから、実は私も小田倉小学校の卒業生なんですよ。それで、私が在校したころは、非常にそういう今みたく管理されたというか、社会のいろんな学校教育の設備やら何やらというの、戦後の貧しい時代ですから、そういうものは現在と比べたらもう隔世の感があって、非常に脆弱であった。でも、そこに学校に通う我々の年代振り返ってみますと、非常にやはり純粹であったと、余計な何がないからできないんだとか、そういうことはない。一つの何もなくてもそれは当然として受け入れて、私らもそんなことは考えたことはないですけども、そういう環

境の中にあっても、やはり人間というのは、何がないからもうだめで心がすさむとか、そういうことじゃないんです。

やはり当時の先生方のそういう真面目なシンプルな教育によって我々は今日来たんじゃないかと、非常にそういう回顧してみますと思います。現在の学校のあり方を比較しまして、私から見れば、非常に何をつくってくれ、かにをつくってくれ、そういうことが多いです。この議会の中でもそうですよ。何が足りないからやってくれ、もちろんそれは社会の進歩だから、それはそれでいいんですけれども、しかしながら、そういう物が充足すれば全て人が人格形成、成っていくのかと、私はイコールそうではないと思うんですよ。

やっぱりそこにそういう精神を叩き込む教育というのは、ぜひともやっていただきたい。昔は修身教育、道徳というか、そういうことを重点的に教育なさったと、今は成績至上主義というか、学校成績至上主義というか、そういうものに、これ先生方じゃないですよ。父兄がそういうふうになっていると、だから、本当の人間が人格形成時期において大切なものが私は失われているんじゃないかと、学校教育の場において、やはり私はシンプルに四マス計算じゃないけれども、読み書き、そろばん、いろんなあるでしょう、そういうことを徹底して、まず基礎を教えて、そういうところからやったほうがいいと思う。

ついでながら言いますがけれども、今の風潮は、私もこれこの機会に申し上げて、ということは、あまりにも子どもの小学校段階からスポーツとか、何か職業スポーツを目指しているような、もう小学校1、2年からそういう、私も目の前にグラウンドがありますけれども、土日曜日、それから放課後、夜の9時ごろまで、やんややっているんですよ。私は、この子たちは果たして学習する時間があるのかなと、放課後ですよ。そして、夜の8時、9時まで、ぎゃあぎゃあ一生懸命、それはそれでいいんですけれども、じゃ学業のほうはどうなんだと、よく俺、保護者の皆さん心配なならないんじゃないのかなと、そのようにだめだとかいうか、そういうことは、私は一概には決めつけられないですけども、そういうことを学校教育の中で推し進めているのかと、これはあくまでも父兄のそういう人らが任意で、そういう子どもたちに教えているんだよと。ついでながら言いますがけれども、その実態はどうかと、私の近所でもいろいろあります。私はもちろんそうですけれども、皆さん平穏な生活を、やっぱり騒音のない生活を望んでいるんですよ。日曜なんかやっぱり朝もゆっくり、朝から、ぎゃあぎゃあ、子どもたちはしょうがないですよ、これ。その指導者が声を出せと言って、物すごい一日中、声ですから、わあわあ何とか、これを年がら年中やられたら、これは本当にやっぱり一つのストレスになります。

そういう苦情が私のところに、議員だから言ってくれと、私も文句言ったことがあります。ちょっとうるさいから控え目にしろと、指導において熱心さはわかるが、しかしながら、社会の中の子どもらのスポーツだから許されるということはないですよ。私は、こんなこと言ったらもう総スカン食らうんだけれども、あえて私は言います。この中でもいろいろスポーツ関係の議員いるけれども。まして、スポーツ精神と

というのは、人に迷惑をかけたり、そういうことをしちゃだめだとか、一つの社会のルールを守るんでしょう。私はスポーツはわかりますよ。野球でも何でもルールがあって、それを守らなきゃ、これは試合になりません。そういうところは厳しく教えるのはわかる。

しかし反面、外に向かって迷惑をかけているというのがわかってない、その指導者が。ぎゃあぎゃあ、いやすごいですから。要は気にする人はノイローゼみたくなくて、なりかねないと、これもやはり私は、そういう施設は、もっと声を大にして迷惑のかからないところへ村長さんをお願いしたいんだけど、そういうところへ移転してもらいたいと、私の近所の人には言っているんですよ。これ、ついでながら言いますけれども。

だから私が言いたいのは、要するに親も大人もそういうことにやはり配慮して、ただ熱心さのすごい音でやっているわけだ、おまえ何だこのどうのこうの、周りで聞いている人は嫌になってしまう。頭が痛いですよ。もう少し静かにやるんだったら配慮していただきたいと、これも学校教育の中からそういうことを、やはり教育長は関与をしていただきたいと。今は大人が子どもから大人になったような人が多過ぎるんだから、今。何もかもと。熱心さはわかるけれども、朝から晩までぎゃあぎゃあ、声を出させてやられている。周りの人間はたまったものじゃないですよ。私は決して目のかたきにするわけではないけれども、しかし、そういうことがあるんです。

やはり教育というのは、私はそういういろんな今は恵まれた時代で、野球やった、ソフトやった、バレーボールだ、テニスだ、バスケットと、そういうことばかりみんな目がいってます。そういった子どもたちだけが脚光を浴びているような風潮だ。私は、やはり子どもは基礎教育と徹底したそういうことで、勉強してもらわないと困ると思うんですよ。人材に限っても、西郷村は本当にこれ、ある人によれば人材がいない、いないと、だから、どうするんですか、これ。今後を担う人材、野球だけやった人間では、やはり世の中回りませんから。だから、私はやはりシンプルに、そういうもっと本を読ませるとか、いろんなそういうことに学校教育は、私はやっていただきたい。そういう点どうですか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

子どもたちは学校だけで育つのではなくて、やはり社会体育とか、そういうスポーツ面で心身を鍛える活動は大事だと思います。ただ、今、議員さんおっしゃったように、勝つためだけが中心になってしまうとか、周りの迷惑も考えずに活動すればいいというものではなくて、やはり先ほども申しましたが、それが子どもたちの心の健全な成長とか、人間的な成長にきちんと働くような教育的なものでなければならぬと、私は思います。

なので、今お話あったような点につきましても、今の子どもたち確かに私も校長時代と思いますが、土日忙しくて、月曜日学校に来ると疲れているような姿も確かにあります。ただ、子どもたちの持っている意欲といいますか、向上しようとする思いは、

やはりスポーツ面それから勉強面、両面あると思います。やっぱり運動に秀でたといえますか、そういう成績を修めている子どもは、やはり学問的にも力がある子どもたちであってほしいですし、よく言います文武両道ということでやっていきたいなと思って、今、学校ではやっていただいています。

ただ、本当に学校だけではできませんで、やはり保護者の皆様のご理解をいただいて、同じ価値観、同じ理念を持って子どもたちへのかかわりをしていくことが私は大事だと思います。そういうことがひいては今、後藤議員さんがおっしゃったような、大人になっても周りのことをちゃんと気配り、気遣いができる子どもになっていくとか、指導者も指導する本当の意味を理解して、子どもたちにそういう活動をさせながら、人間教育としてのそういう取り組みをしていただくというふうになっていくのかと思います。これはいろんな機会です。そういう学校から、例えばスポ少の指導者の皆様とお話しする機会もあつたりします。そういうことも含めて、問題点については一緒に考えていくような機会があれば、していきたいと思っております。

いずれにしても、議員さんのおっしゃる大事な点というのは、私も全く同感でございます。やはり基礎基本、本当に読み書き計算、それができなければ考える力も育ちません。そういうものは繰り返し繰り返し、今、学校でもやっておりますので、さらにそれを充実させる、そこでその意味は、自分が勉強ができる、テストの点数でいい点がとれるだけではなくて、それを人のために使っていける、役立てていける、そういう人間として成長させていきたい、そういう取り組みを今後もまた行っていきなさいと思いますので、いろいろご指導いただきながら取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 教育長もそういう私の意見に理解できると、私、殊さら強調しているつもりはないんだけど、本当はこういうことを言って、私ら選挙をする人間は最大のマイナスなんです、総スキャンなんです。しかしあえて、こういういろんなことも教えておかないとだめなんです。みんなストレスたまって、何か事故があったとき大変だと。

これ村長にもお願いしたいんですけど、子どもに声出すとか、黙っていると、これも無理なんです、確かに。私わかります。ですから、十分何ぼ声出してもいいよなところで、ぜひつくっていただいて、それが一番解決方法だと思いますよ。何もそういう窮屈なところでやらせないで、私はそれが一番解決方法だと思います。小田倉小学校なんか周りの人の私も聞いてます。指導者がこのやろう、馬鹿やろうだとかという、そういう罵声の音が非常に聞こえて醜いというんですよ。それも付け加えて教えておきます。

ですから、要は私はスポーツ否定するつもりはありません。私やはりそういう周りに迷惑というか、配慮もないで、傍若無人に子どものことだよと許されて、それは違うと、やっぱり一定の社会のそういう配慮、ルールの中でやるんだったらやっていきたいと、行政もそういう迷惑の及ばないところで、いろんな場所があるわけですから、

そこでやっぱりつくってあげたらいいんですよ。そういうことであります。教育長、このぐらいにしていいます。

次に、次の質問に移ります。

一般行政ということで、佐藤村長に伺いますが、この問題にいろんな村長の政治の中で、私もいろんな毎回、毎回聞き飽きるほどあなたのことは聞いていると言われるかもしれないけれども、しかし、これやはり政治というのは結果責任でありまして、以前言ったからもういいんだとか、私はそういう諦めのところではないですから、それなりに時々刻々と世の中変わっています。そうした中で、このたびの西郷村の創生計画ですか、そこでいろいろ担当の課長から説明、アンケート調査なり、そういうのを受けましたけれども、従来の延長線上で全く真新しいものは何もないと。

私はやはり村長というか、役場の行政の指針として、やはりそれが一番大事だと思うんですよ。そういうビジョンなり、そういうものがなければ何もこれ進まないんですよ。ただ単に、あそこであつたアンケートの人口がもう減ってくるからとか、世論調査やアンケート調査で、これがあればいいというような類いのことで、それでお茶を濁しちゃうんじゃないの。やはり私どもは、この住民の皆さんもそうなんです。村長の執行部の一挙手一投足、その結果によって私はいろんな、例えば西郷村が遅れてるとか、もっと発展していれば恩恵が受けられるとか、そういうことに結果なってくるんですよ。その為政者の政治の運転のハンドルさばきによって、我々はいろんな影響、よくも悪くもなっちゃうと、そういうことでありますからしつこく言うんですが。

それで具体的に村長、これ3期12年、4期目に入ってもう1年たちます。そういった中で、私は、具体的にこれだというのが探しても探せないんですよ。ただ、日常何となく平穩というか、そういうことで西郷村は推移していると、別に他の行政、自治体に比べてこれはというものが無いと、それで非常に私は不満なんです。今からでもやはりたがを締め直して、自分にならなかつたら、よそ様のすぐれたそういう知見なり、そういうものを拝借して勉強していただいて、そしてやったらどうなんです。我々もそういうことにかけては全然労を惜しむつもりはありませんという、それは最初から言っているんです。要は村長の行動にかかっているんですよ。それを任期の中でこれからどういうふうにやっていくのか、もう一度私はお聞きしたいということで、これ質問に出したわけで、その点、明確に聞かせてください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 改めてということで、このビジョンなるものの質問がありました。前段、子どもたちの教育、やがてこの西郷村を背負って立つ、あるいは日本をしょって立つ、あるいは世界に雄飛する、こういった人づくりの延長上にあつて、我が西郷村がどのようにこれから発展していくのかということについて、何をするのかというふうに捉えます。

私も言われたとおり、4期目に入りますと、これまでどういう総括をするのかと、この間にはいろんなことがありました。一番大きなことは3・11、それから原発、

そういったものがありましたですね。それからやはり大きなこと、これまでいっぱいありましたが、甲子トンネルが開通したり、いろいろあります。西郷村の特徴は何なのかなということはずっと見たときに、これまでも重ねて言ってきました。

西郷村は、まず一つ、豊かな自然日光国立公園があつてという前段で始まります。その豊かな一つのあかしは、阿武隈川一滴の流れが239キロ、太平洋まで注ぐ清流、あるいは伏流水、水が豊かだ、水がおいしい、環境がいい、こういったところがあります。風光明媚な渓谷美がある。

同時に営々と築いてきた江戸時代、あるいは弥生から来ている米づくり、この農地があつて、そこに先達が水を、あるいは耕地整理を、あるいは農業施設をつくってきた、同時に技術改新、技術の改良をして、そして、いろいろ、ひとめぼれとか、あるいはコシヒカリとか、あるいは、そして片や、畜産は福島県、県の酪農農業協同組合の一番トップの生産量にある。

3つ目は、新幹線、高速道路、こういったものがあつて都市の顔を持っている、なかなかほかの都市にはないといったところを持っている、同時にこれらに着目した外部からの企業活動が今、一生懸命、それが西郷村の顔となって、ほかの町村から西郷村の特徴はといったときに、この3つのことが挙げられます。

同時にそれはうまくいっているかどうか、何をもってはかるのかといったときに、この国勢調査、あるいはその他の統計資料に出てきます。一つは人口が増えている、なぜ増えているんだろうということであります。人が増えているということは、西郷村に居を構える、あるいは西郷村に生活をする、あるいは西郷村で教育をする、あるいは西郷村で伝統文化に、あるいは次の展開のために準備をしている、いろんな形態の過程があります。こう考えたときに、まず一つ議員おっしゃられた世の中時々刻々変わっている、そして地方創生といったものが新たに出て、その中のアンケートとかいろいろありましたが、あまり変わりばえしないという話でありました。

私は、やっぱり一つは、村に住む人が一番何を求めているのかということ、安定的に発展する雰囲気ではなかろうかというふうに思っております。安定的にということはどういうことかと言いますと、今回の地方創生、どのようなフィルターで政策を立案するのかと、そのときにこの前、全協で申し上げましたとおり、人生というフィルターをかけてみてはどうかと、ほかにはなかなかありません。

具体的にこのひと・まち・しごとというストレートに言っておりますので、そこは西郷村は一つ、人生というフィルターをかけてみようじゃないか、人生ということを考えたときには、やはり生まれ落ちてから、そして成長して学校で勉強する、家庭をつくる、家庭をつくれれば子どもができる、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒にいる。同時に地域と連携する、人にお世話になると、こういったことが出てくるわけであり、そして夜になると、お父さん、お母さんは何を話するんだろうと、多分現在の産業経済にかかわる自分の仕事、収入が確保できるのか、うまくいくのかどうか、年とったらどうするのかと、次に、跡継ぎがいるのかどうか、その跡継ぎはうまい就職、あるいはみずから仕事をつくっていくのかどうか、同時にこれが安定的にいける

のかどうかということがまず一つ、行政の課題として出てくると思います。

同時に行政の課題は、健康であること、健康であり続けるためのいろんな施策があるのかどうか、安全・安心のむらづくりかどうか、教育がうまくいくのかどうか、先ほど議員が言われた地域環境にとって子どもたちの感性、あるいは共生、あるいは大きな声といったものがどういう関係が出てくるのか、あるいは伝統文化がうまくいくのかどうか、あるいは社会資本、そういった社会教育に関する施設は迷惑かからないようないい場所に、今回、甲子にコーチトレーニング場ができました。あるいは総合運動公園の構想もあります。いろんなことが社会資本整備まで全般的に見渡して、我が西郷村は安定的発展ができるかどうかという判断からして、人が増えるかどうかというふうになってくるんだろうというふうに思っております。

では、具体的にどういうふうになったときに、この前いろんな意見を聞くと、それから庁内のスクラップ・アンド・ビルドもする、あるいは先ほど言われた時々刻々、みずからないものはほかからとってきたらどうかと、そのとおりであります。世界にこれを学ぶべきだと、あるいは国内各地からそれを学ぶということをするためには、やはりそういった意欲を持って先進地を視察すべし、あるいは書物を読むべし、あるいは世界に目を広げるいろんなテレビ番組もあります。そういった日常の進歩、あるいは積み重ねといったものが安定的にできていくのかといった雰囲気というか、形というか、姿勢、そういったものがまず第一番目にあるべきではないかというふうに思っているところでございます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、これより11時20分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番後藤功君の一般質問を許します。後藤功君。

○12番（後藤 功君） 休憩前に引き続き質問しますが、村長答弁いつものとおりというか、何かわからない、私の言っていることが、私これ質問要旨に経済に関する経済政策ということで質問してるんですよ。それで、村長言われた安定的になったとか、そういう抽象的というか、そういうことは、これは一面見れば、西郷村は確かに安定しているとか、とりたてて今は危機的状況に、何かのそういう外的要因あるいは内政的な問題で非常に困っていると、確かにそういう状況ではないです。それで、そういうことから言えば、ある意味、安定的だというのも一理はあるでしょう。

しかし、その中身の、じゃ政治はそれで満足していいのかと、悪く言えば停滞と、私は停滞だと思いますよ。やっぱり人間社会、これずっと存続するためには現状維持ではだめだと、まして、これは西郷村だけじゃない、全国、日本国全体が人口減少に入ってきている、それで何十年か後には人口8,000万人台までなろうと、そうす

ると、これはおのずから経済縮小になって、今の水準では到底保てないと、そういう状況になるのはもう目に見えています。悲観的にならざるを得ないというのが現状認識。そういった中で、そういう外的な、そういうものが必然的になろうとすれば、なお一層、経済政策なり、政治はいろんな施策を駆使して対処していかなきゃならないと思うんです。

そういったときに、村長が相も変わらずのんきというか、そういうことに直視しないで、ただ何となく回っていけばいいんだというような考えであったなら、これはやはり問題であると、そこに我々は現実の政治を担っている人間として、さまざまな角度から提案なり、叱咤激励してやっていかなきゃ、そういうことがスタンスです。

今の西郷村の経済の具体的に何をやってるか、私も全然、どこにどういうふうなビジョンに基づいて、今ここでこういうことをやっていますとか、そういうのは見えてきません。工事の土音があるのは、村民プールの杭打ち事業、それから今除染が行われている、そういったことです。あと、民間事業者がちょっと店舗をつくっているとか、私は、それだけでは夢あるものがないんじゃないかと。

と言いますのは、西郷村はかなりよその自治体から比べるとポテンシャルが高いわけでしょう。いわゆる潜在能力というか、地政学的に見てもこんないい条件はないと、村長も以前、いろんなことでこれは最高なところなんだと、そういうところで、そして執行権を持って腕を振るえるはずなのに、私は非常にもったいないと思う。もっとやれないものかなと、そこに歯がゆい思いをしているのが現実なんですよ。

これは、やりようによってはまだまだ西郷村は伸びるんだと、何も人口が加速的に2倍になったからそれがいいんだとか、これも短絡した考えだと私は思います。それに伴った中身の問題、やはりそれなりの文化的なゆったりとした環境あるいは教育も進めていると、そして、それなりに社会に責任を持った人たちが多く住んでいると。先ほども教育の中で私申し上げましたが、実はそういう基本的な人間の智をもとにしたそういうことで、そういう人が多く住めば、その社会というのは、私は必然的によくなるんじゃないかと。一面ですけれども、そういった考えに立てば、まだまだそういういろんな施策、そして教育とか、具体的にはやはり人が働く場所を創造してあげなきゃいけない、そういう手だてをやっているのかと。私は非常に目に見えないというか、見えてないですよ。

だから、あまりぜいたくは言いません。上場企業の一流企業が来なきゃ工場立地と認めないんだと、そういうことじゃなくて、とにかく中小企業でも何でもいいから、この西郷村においでいただいて、そして人口が減って困るとか、そういうことじゃなくて、それ以前に企業でも何でも持ってきて、事業所を増やせば、これ必然的に西郷村に張りつくんですよ。そういう第一歩の手だてがないんじゃないのと、私は言いたいんです。

まだ長期ビジョンの中にも、今どういうふうな企業誘致のために、例えばこういったことで折衝しているんだとか、そういう具体的に何かあるのかなのか、まだないんだったら、今後どういうふうにしていくのか、村長はたびたび同僚議員の質問の中

で、まきば保育園の前の跡地、村有地、あそこを先端産業を誘致するんだと、研究所だ何だか知らないけれども、でも、そう言うばかりで、一向に、いいですよ、じゃ具体的に何が見えてくると、さっぱりないです。そういったことも含めて、今後どういうふうに行動していくのかと、その辺をお示してください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の部分は、ポテンシャルを生かして企業を引っ張るという観点で申し上げました。それはそれでそのとおりであります。どのように使っていくかということでもあります。前段私が申し上げましたそういう雰囲気というのは、やはり企業はどういったファンダメンタルズにおいて進出してくるのかということと、ずっとこれまで各企業の社長さん等とお話ししたときに、やはり西郷村というのは、安定的な企業を受け入れる土壌があるのかどうか、あるいはそれを利用できる土地、電気、水、人、そういったものがちゃんとあるのかどうか、同時にその形成する地場産業があるのかどうか、いろいろ見ているわけであります。

私がずっとこれまで考えてきてやってきましたのは、やはりさっき言われたポテンシャルが高いといったことをどう使うかであります。一つは長久保工業団地、なかなか宝酒造はうまくいかなかった、あれは時代の趨勢、別なジャンルの酒が広がってきたので、なかなか新工場を作るまでにはいかなかった、その次どうしたかと、信越半導体が取得していただいた、信越半導体は何をつくろうとしているのかと、いろいろ今もちろん同じ新聞を読んでいるからおわかりでしょうけれども、世界の多くの最先端はそういったことで、今ある地場産業がジャンプする可能性がある。

一つはインテルの問題、一つは今回の台湾のものが中国でつくられます。3つ目はソニーがあれを使うからだ、そういったことをいろいろ見ながら企業立地補助金とか、それを導入してこれまでやってきたわけで、オリンパスも同じ、新工場をつくったと、それにはどれだけの雇用が生まれるか、あるいは日本伸管、長谷川機械、いろんなことをやって、それからエレクトロテクノはA、B、C、D、Eまで工場が広がって、そして、今やこの西郷の従業員数は、当然白河も含めてほかからの労働者を吸い上げるまでになってきたと、これひとえにやはり企業進出あるいは拡大する素養があるという理解を植えたということが、私の一番の喜びであります。

企業を訪問しまして、トップの皆様が異口同音に、いいところですねということがあって、なかなか発展に寄与するお手伝いできればいい、こういうお話をいただくときには、まことにうれしいと思って、同時に産業には、先ほど中小企業も含めて創業支援というのはどういうことかと、今回特区とかいろいろあつたりして、起業、物事を起こす、やっぱり経済力を活性化するという観点は、一つはやっぱり今経済効果とか何か、オリンピックとか、あるいは大規模行事が経済効果、よく出ます。経済とは、財貨を動かす単純に言うと収入が増える、金が回る、そういったものが発展拡大するといったことにおいて、一つの雰囲気ができてくるというふうになるわけであります。それは、みずからやるか、あるいは集団に入っていく、雇用されてその組織の中で動いていくか、この2つであります。

一つは、やっぱり自ら興こすといった場合は、第1次産業はもちろん、今や昨日から話に出てますとおり、米の問題でTPPの問題、そういった時々刻々世界が変わっていくということにおいて、どのようなことがこれから問題になっていくのかということ、一つの方向性を出していこう、一つは初期投資をどう抑えていくか、技術をどうしていくか、それから、コストをカットするための連携はどうするのか、ホールクroppと畜産農家の関係、あるいは地力の問題、あるいは単価の問題、あるいは国の補助の問題、いろんな問題がかかわってきます。

同時にこれは米ばかりではなくて、野菜の施設園芸までかかわってくる、そういったもののやっぱり保険、保証は畜産信用振興事業団にあるようなことを、だんだん米とか、その他の牛乳とかにまで広げていったらいいのではないかとということ、どう具体的に、村だけではできません、国家と、あるいは関係する者と手を組むかと、団体、農協あるいは県レベルと、そういったことを今広めようとしております。もちろんこれは第1次ばかりではありません。既に坂の影では、やっぱりなかなかうまくいかないところをどのように金融的な支援、あるいは法的支援といったものが必要としているか、これらも知っておれば、そういったものが1次、2次、3次において、みずから起業をする者、あるいは雇用する者ということが、努力すればそこに携われるといった一つの形、これを目指そうとするわけであります。

世界最先端も当然、これはやっぱり発展途上国、ほかからパテントがまねされないようなことを日々刻々、技術研究して、デベロップメントがうまくいかなければ追従を許すということになれば、安定的発展はないというふうになりますので、研究所がついてくるように、あるいはそういったものができる大企業も広がっていただきたい、そういったことを要望している、トップと会っている、そういうことを申し上げておきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 村長の長々とした答弁聞いて、何だかさっぱり、私にとっては的を射た答弁じゃないんですよ。いろいろ一例、経済政策、私は簡単に言いますが、今、村長が言われたいろいろ、それはそれでわかりますけれども、じゃ具体的にどういう自分が執政者として今やっておられるのか、やろうとするか、それが全然見えてこないでしょう。

私申し上げますが、例えばですよ、これは経済、私は質問、経済政策どうなんだと、いうことで出していますが、これは先ほど村長、第1次産業大切だと、これも産業の、今まで日本国の有史以来、第1次産業が主たる産業だったです。いわゆる農業、これも非常にもう曲がり角というか、従前からこれはもう相当曲がり角に来ていたと、農業のあり方も大分様変わりしてきたと、そして今度の政府が農業改革と称して農業委員会も改編したり、いろんなそういう農協のあり方、いろんなことで施策を打ってます。

しかし、それだけで私はこの問題が解決するとは思えません。何よりもやはり農家の人、今、米作が中心だと、西郷村の場合、先ほど畜産も県下トップだと言われまし

たが、現状、私は決してそんなトップで胸を張れるものじゃないんじゃないかと。要するに今、第1次産業が大切だと、じゃ西郷村は具体的にはどういう施策をやっているんだと、私は所得を得るために、農家が現金収入を得るために何を手だてするんだと、販売するところもないんじゃないかと。農協に言えば、り菜あんに持って行って手続をして、手数料払えばやるというけれども、しかし、自前の、西郷村としての自前の直売所なり、もっと大きく言えば道の駅なり、そういう構想が全然村長、言われたことないですね。

ただ、よそのそういう、我々はよその直売所、道の駅がすばらしいと、我が西郷村でどうなんだと、そういう販売する場所がないんですよ。私も農家、畑作やってますよ。しかし、全然、よそにくれて自分で消費して、あとはみんなもう畑で終わりですよ、腐らせて。でも、幸いにも農業というのは、余った物の次の作物の肥料になるんですよ。だから、まだいいの。産業廃棄物、ほかのメーカーみたくプラスチックがもう困っちゃったとか、そういうことじゃないですから。

しかしながら、我々が現金収入を得る場合でも、全然そういう舞台がないからできないんですよ。それは皆さんで本当にそういうのがあればなど、何で西郷村はできないんだと、いや、できないことはない、やらないからできないんだよと、そういう声をなぜ村長はもっと真摯に受け止めて、農家所得の向上、そして、それは今は直売所でも道の駅でも、一つの観光地化しているんですよ。そういうはやっている直売所なり道の駅なんていうのは、その町の観光名所ですよ、今は。わざわざ行くんですから。あそこにはいいものがある、おもしろいものがある、そして、イベントを常に何回もやる、一つの観光地ですよ。そういうことができます。

だから、これ今日やって明日というわけにはいかないけれども、しかし、人間、考えることぐらいできるはずなんです。その考えすらもないと、どうしようもないでしょう。これ、この後、同僚議員の質問でまた出てくると思うんですが、私は非常に残念です。そういう手近な、できるんですよ、それは。そして片やこの前の話じゃないけれども、杭打つのに村民プール、杭の代が5,000万円もかけ、平気でかけている、そして、年間コストが5,000万円だと、これ道の駅工法だって10年でもうできちゃうんですよ。実はやはり村民の皆さんは、そういうことに金を使っていたきたい、そんな生産性もないのに何で金使うんだと、そういうことは村長ご執心なんだけれども、肝心の所得を得る、よく言われる私もあまりあれなんで、入るを量りて出づるを制す、村長よくおっしゃいます。まさにそのとおりなんです。

だから、そういう、これ、村民の健康増進とか、いろんなそういうあれで、一概にこれはだめだとは言えませんが、しかし単純にそういう経済の金の入る出るを比較した場合は、全然そういうことにはもう無頓着にというか、金使って、一番大事な産業、そういう人間社会が営む上で一番所得を得る、命をつなぐ、再生産する、そういったことを全然やってないでしょう、これ。私は非常にじくじたるというか、本当にもういまいます。こんなことは、別にそんな難しい法律が邪魔しているわけでもない、西郷村いろんなあるでしょう、場所は。なぜやらないんだと。

そして片や、ただ政府の大規模農業だなんていって、そういう一部の農業者に補助金をばらまいて、耕畜連携と称して、畜産農家と大規模農業者が稲わら、あるいはそういうもので肥やしと交換してそれだけ、そして多額の税金を使っている。昨日の質問でもいろいろ言われましたが、本当の日本の足腰を、第一、日本の国土を守る人はそういった人たちで守れるのかと、中山間地域、いろんな傾斜地、そういう景観を守っているのは、実は3反歩でも5反歩でも1反歩でも、そういう人たちが日々自分の土地は自分で、田んぼの畦畔でも何でも草刈りをやっているからですよ。そういった現実を全て無視して、そんなアメリカとオーストラリアと比較して、大規模農業だ、あるいは輸出だと、輸出なんていったって一部の人しかできないんですよ、これは。もっと基本的な日本の国土を守って、そして、美しい日本のこういう田園風景を守るといって、そういう原点に立ち返って、そういった人たちをやはり育てなきゃならないと、私は思います。

そのことによって、それにリンクして、じゃその地区内、田畑から収穫された農産物を販売の場所をつくってあげると、それが政治じゃないですか、行政じゃないですか。そういったことを一切、今やってないでしょう。これが私が佐藤政権を支持できない本当にもっともなことなんですよ。やれば私は支持しますよ。人がどうのこうのじゃないです、これは。やっぱり政治は歴史上、これはもう結果責任ですから、実績を残した人は、後世の歴史の人は評価するんですよ。何もなかったら、佐藤村長4期やりました、ああそうかいぐらいで終わっちゃうんじゃないの。

だから、ぜひとも、やはり村民の信任を得てなったんだから、野党の野郎めらが反対するんだなんて、これいろいろ言われているんだけど、やらないものに賛成できようがないだろうと、道の駅つくります、じゃ場所はどこだ、そんなちっぽけじゃなくてもっと金かけてやれとか、どんどんやればいいです。そして、そんな大した要望もないようなところに金使って、私非常に何て言ってもいいかわからないです、これ。

そういったことでこの議会の場でたびたび申し上げているわけですが、本当に爪のあかでもいいから、やはりそういう執行すると、何もないんだか何だか知らないけれども、村長の哲学とは何なんだと、何のために長というものを預かってやっているんだと、非常に私は何て言ってもいいかわからないです。

ですから、端的に言えばこういうことですよ。農業しかり、そんなに難しいことを考える必要はない、やれるところはやったらどうなんですか。全然金がないと、でも、金がないなんていったって、私から言わせれば、大した意味のないところへ金使っている、そして、みんな補助金、補助金で、もう総花的に、村長あまりいい顔しすぎじゃないですか。やはりだめなことはだめだという、そういうスクラップ・アンド・ビルドで、そういう補助金の積み上げだけで新規事業何もできませんよ。ですから、納税者は、本当に役に立つ政策ならばそれは賛成するんですよ。しかしながら、結果的に全然そういうのが見えてこないから、いろいろもう失望に変わって意欲をなくすでしょう。その辺もう一度お聞かせください。あるんだったら。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） なかなかご理解いただけない点、ご支持いただけない点わかりました。

私は今、具体的にプールの話、それから直売所の話ありました。両方やりたいと思っております。やはり見えないところなんかについては、見える人と見えない人がいますので、これは議員言ってる部分とそうでない部分があります。今、直売所の話が出ましたですね。そういったものをつくったほうがいだろうと、当然の話です。

これまでもやっぱりそういった事前の運動をやって、なかなか1年間通じて野菜の出荷なかなか持続できないと、要するに冬はどうするか、夏はいろいろあります。今アグリネットは軽トラ市をしております。まことに景気のいい話で、すぐ売れてしまいます。ということもありますが、では、通年といったときにどこか場所は、そういった話も出ております。もちろんこれは農家一つのことをとりましても、今の産業施策、今ので100点なのか、そういうわけにはいきません。いろいろリスクがあるわけでありまして、それをとろうということ、いろんな施策を講じているわけでございます。

同時にそれを振興させていくというようになりますと、村の財政と歳出の兼ね合いも出てきます。スクラップ・アンド・ビルドの話も出てきました。当然であります。やはり今後の展開あるいは潮流を見ながら、安定的に推移した政策を続けるためには、あまりとっぴな政策はとることはできません。しかしながら、必要なものをしていくというふうな話であります。

生産物を売るという部分から今申されましたので、直売所等についても当然必要だろうと、私も思っております。では、それをどう運営していくのかといった次第です。みずから朝から晩までついているわけにいかんだろうということで、なかなか組織づくりといったものもこれまでであったわけでありまして、そういったものを土台にしながらということで、やっぱり構築していく必要があると思います。同時にそれは単発ではだめだろうと、いろいろ議論があります。役場周辺、昨日もありました。

顔の見える形に整備すべきである、あるいは拠点としてどうなのかといったところがあったりして、やっぱり人が集まるところ、あるいは整備の程度、あるいはほかとの連携、そういったものを考えながらやっていく必要がありますので、議員申されましたとおり、それが契約あるいは最後の売っていく先の一つとして、一つ定着するようになればいいのかなというふうに思います。

野菜等については契約栽培、あるいは6次化、あるいはいわば外国のマルシェみたいに、役場周辺とか自治体の広場で毎週市が立つとか、いろんな展開も出てくるわけでありまして。施策はやっぱり効果あらしめるというふうになりますので、いろんな意見を聞いて、そういった部分もやっていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 村長いろいろおっしゃること、まるっきり私理解できないわけじゃないけれども、農業問題、これは担当課長、軽トラ市の今まで何回かやった実績がある。村長の説明では結構売れているんだと、実際の軽トラ市に出している皆さん

のいろいろご意見、軽トラ市だけでは決して満足はしてないでしょう、恐らく。ないから軽トラ市で最初はそういうふうにしてやっていこうと、実績積んで。その辺の状況、それをちょっと聞かせていただけますか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

平成26年度、平成27年度と軽トラ市を開催してまいりました。場所をご存じのとおり、健康福祉センターのところでやっております。出店によりまして、出店者の数は平成26年度20名程度でしたが、平成27年につきましては30名というふうな形で増えております。また、来場者数につきましては、平成27年度につきましては、ちょっと天候が悪いとかあって、少し少なくなったかとは思いますが、平均して200人強来場しております。（不規則発言あり）はい、1回にです。6月、7月、8月、9月、10月、11月とやりました。平成26年度につきましては、約全部で1,200人、平成27年度も1,200人程度来ております。今年11月で終わったわけなんですけど、出店者にアンケートをとってみました。そしたら、やはり皆様方の要望につきましては、せっかくこの機会、こういうふうなチャンスが与えられたので、今後発展して、直売所等を設置してはどうかというような意見も多々あります。

以上です。（不規則発言あり）出店者の意見です。（不規則発言あり）お客さんのほうの要望はちょっと聞いてないですけども、出店者がお客さんから言われたのは、やはりそのような要望があったとも聞いております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） すみません、文言の訂正させていただきます。健康福祉センターと申しましたが、間違っておりました。保健福祉センターが正しいということで、場所、やってきたところです。（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 議長ながら細かいこと言うから、今、担当課長から軽トラ市の実態を説明していただきましたが、やれば、それなりに商売は成立するんですよ。それで、やはりお客さんだっけそういう事前に、いついっかに軽トラ市やる、来るんですよ。それだけ市場というのはあるわけでしょう。たかが軽トラ市だと言うかもしれないけれども、軽トラ市ですら、それだけの市場があるわけですよ。

ということは、もっと常設された直売所なり、道の駅なり、そういうのがあったら、その努力いかん、一概に簡単にはいきませんが、商売は。その努力いかんによって大変な経済効果を生み出すんだと、そういうことが考えられます。ですから、その軽トラ市だけで済ますんじゃないと、その発展した段階で、今度は直売所なり道の駅だと、そういう構想に進んでいったらいいと思うんです。その辺の構想はおありなのかどうか、村長もう1回お尋ねします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 既に実験は1回やっております。やはりグループのリーダーが野

菜農家を回って集めて、そして、ちゃぼランドの前の売店でやったと、あのとき私も2回ほど行って見てみました。売れるときは売れます。ただ、売れなくなったときに残ったものをどうするかと、周りの旅館で引き取ってくれないかとか、いろいろありましたが、やっぱりずっとやってきて、冬場はどうするかという問題です。

今の川谷のり菜あんも、出るときはいっぱい出ます。この前の11月3日みたいに。花から何から山ほど出てきて、それからブドウも並んでいました。その次の週行きますと、今度は大信の清流豚のみそ漬けとか、あるいは中島の大根とかゴボウとか、そういったものを今並べているというところもあって、では、地元のものはいかないですかといっても、なかなか端境期があって、これは通年は非常にということで、今、冬場は少しお休みになると、それを今度上乘せしていくのは軽トラ市のあの部分だろうと、軽トラ市、最初に始まったときは、もう3時かそこか始まると思ったら、1時間前から来て、みんな売れちゃった、それでびっくりして、また広げました。

やはりあの地物というか、露地栽培のああいっただのものについては、やはり滋養にいいとか、みんな知っております。よって、この部分については、まことに市場性があるということがあります。（不規則発言あり）あります。（不規則発言あり）はい。そして、それは単純ではない。冬場とか、それから、そればかりで大丈夫だろうか。

（不規則発言あり）そうすると、加工が必要になってきます。加工というのは、既に農協の婦人部とか何かでみそ加工場つくってもらえると（不規則発言あり）いっぱいありますので、そうです、まとめていこうと思って。（不規則発言あり）そうですね、固まり次第でまとまればやりたいと。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 村長、本当、問い詰めると逃げられちゃうんだけど、あいにくこれお昼になっちゃうんだ。それで、冬場の品物がないと、これはそうなんです。だから、通年でやるには、だから、もうハウス栽培とか、そういういろんな、そういう農業のインフラ、それを整備しなきゃならない、それはもう農政課の職員の皆さんわかっているはず。そういうところに国、これ補助金出すんだかわからないけど、私もハウス建てるから補助金ないのかと、何だか議員さんは難しいですねなんて、は言わなかったかな。だから、そういうものがそれはそれで対応できるんですよ。いかにそういう裾野を広げて、要するに品物が集まらないと、これはなっていないですよ、確かに。そういう問題を抱えています。

だから、果物もつくらなくちゃならない、もしくはもっとほかから持ってこなきゃならない、これは確かにそんなに簡単なことではありません。しかしながら、村の産業政策として当然これは第1次産業の向上を図るんだったら、それはやらなきゃだめですよ。最初から100%完全にどうのこうのではありませんよ。それは試行錯誤しながらやっていくほかないですよ。ただ言えることは、村長がそれを実行に移すかどうかなんです、まずは。そこからやはり思い切って、こんなものは思い切るも何もないですけども、仕事としてやらなきゃだめですよ。

何のために農政課に何人だ、農業委員会だなんてあるの、これ。日本の国で農業関

係で食っている人が実際の農業従事者より多いというんだから、これもいびつなことで、だから、本当に私はそういった意味で、人々の農家のための農政を本当にやっているのかと、あらゆる農業に特化したそういう農業政策でと、これは産業としてほかの産業とも相まって、これは絡んでくる問題です。そういったことでやっていけば、もっともっと村の所得向上なり発展につながっていく、そういうことでぜひお考えいただいで実現させて、このように思います。それで私の質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第6、13番佐藤富男君の一般質問を許します。13番佐藤富男君。

◇ 13番 佐藤富男君

1. 放射能対策について
2. ブランドイメージ事業について

○ 13番（佐藤富男君） 13番ですが、通告の順序に従いまして一般質問を行います。

最初に、放射能対策についてでございますが、平成23年3月11日、東日本大震災が起きまして、それに伴いまして、また東京電力の原子力発電所の爆発、3月12日、1号機の水蒸気爆発がありまして、非常に未曾有のというか、本当に我々にとって、世界人類が経験したことのないような大惨事があったわけでございます。そういう中で、この福島県、また西郷村も放射能汚染によって、さまざまなところに影響が出ております。しかしながら、あれから約4年9か月が過ぎてまいりましたが、今この西郷村、また福島県、日本の世情を見ますときに、原発事故そのものがもう忘れ去られていると、風化してきているというふうに思っております。

しかしながら、我が西郷村の子どもたちには、その原発事故による影響とは考えにくいとは言われておりますが、非常に甲状腺の異常が見られる子どもたちが多数おられて、中にはやはり甲状腺がんを発した方も出たり、また穿刺して、いわゆる結節を、しこりをとって調査をすとか、さまざまな、いわゆるご苦労というかご負担というか、精神的なものも含めて非常にかわいそうな状況を生んでおります。そして、それがまた今年、来年に全てがきれいに終わるのであれば結構なんです、やはり原発事故による影響というのは、これからが私は正念場ではないかなというふうに思っております。

その中でも特に、子どもたちの健康問題について私は非常に危惧をしているし、心配もしております。そして、また村民の皆様方もまだ本当の西郷村の子どもたちの、いわゆる甲状腺検査の結果について、知っているつもりでも、まだまだ未熟だと私は思っております。この現実を知ることが、これからの子どもたちをいかに守り育てていくかということにつながるというふうに、私は思っております。単なる風評被害とか、そういう言葉で片づけるのではなくて、現実には現実として捉えて、その中から新しい安心をつくっていくと、そういうような政策が、私は今行政に求められている一番大事なことだと思っております。

そういう中で担当課長にお伺いいたしますが、この平成23年3月11日の震災、そして原発事故以降、やはり放射線によるヨウ素による甲状腺の心配があるということで、第一次検査から平成26年までかなりの検査をやってきたと思います。そういう中で、西郷村の子どもたちに絞って、どのような結果が出てきているのか、これをまずお伺いをしたいと思います。

その中で、ご答弁をもらう前に、いわゆる甲状腺検査の指針というか、基準というものがどのようなものかということも、これ、やはりネットを見られる方々も知らない方も大勢いると思いますので、私のほうからちょっと検査結果の判定基準について、ここでまずお話をしたいと思います。

甲状腺検査を行ってA判定、B判定、C判定という3つの判定基準がございます。

その中でAの中にも2つ分かれておりました、A1、これは結節やのうしょう、いわゆるのう胞を認められなかった、いわゆる健全な状態の子どもたちをA1の子どもたちというふうに申します。そしてまた、このA判定の中のA2というのは、甲状腺の一部の中に約2.5ミリ以下の結節や20ミリ以下ののう胞を認めた場合、これはがんではなくて良性と言われておりますが、そういうのう胞ができてしまったという子どもたちはA2と呼びます。結局、異常があるということです。その次のB判定でございますが、このB判定につきましては5ミリ以上の結節、しこりや20ミリ以上ののう胞を認めた場合はB判定になりまして、B判定になると二次検査を受けてくださいという、異常ありということになっての子どもたちになるわけです。そしてC判定、これは甲状腺の状態から判断して、直ちに二次検査をして、悪性か、もしくは悪性疑いかということの、非常にがんにもっと近い状況をC判定というふうになっておるそうでございます。こういう中で健全なのは、あくまでもA1だけが健全であるということで、A2以降は全て甲状腺に異常があるということでございます。

そして、今回の子どもたちの年齢なんですが、ゼロ歳から18歳までの子どもたちを対象にしていると思います。いわゆるまだ生まれた子どもたちから、わずか本当にこれから世に出ようという18歳までの子どもたちの検査でございまして、通常であれば、全くそういった甲状腺異常というのは、今まではあり得ないとされてきていた甲状腺がんでございます。こういったものは現実、今現在、最新の情報としてどのようになっているのか、担当課長のほうからお示しを願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 13番佐藤富男議員の質問の第1、放射能対策についての1点目、福島県及び西郷村内の子どもたちの甲状腺検査状況についてお答えをいたします。

まずはじめに、甲状腺の検査結果についてお答えをいたします。

今ほど佐藤議員のご説明にもありましたように、福島県では、福島県県民健康調査甲状腺検査というのを行っております。こちらは、平成23年10月から平成26年3月までを基準とした先行検査、それから、平成26年4月から平成28年3月までの2年間で対象者全員を検査する本格検査という、この2種類の検査を実施しております。先行検査につきましては、対象者が平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた福島県民ということで、平成23年3月11日の時点で、おおむねゼロ歳から18歳までの福島県民ということでございます。本格検査につきましては、そこに対象者を少し増やしまして、平成4年4月2日から平成24年4月1日、つまり、まだ妊婦さんといえますか、生まれてなかったという子どもさんを含めた福島県民ということでございます。こちらのほうを、まず概要ということで頭のほうに入れておいていただきたいと思っております。

具体的に検査の結果についてご説明をいたします。

まず、大枠を捉える意味で、福島県全体でどれぐらいの方が検査を受けて、どれぐらいの方が悪性ないし悪性の疑いがありまして、どれぐらいの方ががんになったかと

いうのをただいまから申し上げたいと思います。

まず、先行検査でございます。対象者数が36万7,685人いらっしゃいます。受検者数、いわゆる検診を受けた数が30万476人、81.7%の方が受診をいたしております。その中で先ほど佐藤富男議員からありましたように、A1、A2、B、Cという段階がありまして、A1につきましては15万4,606人、A2につきましてはえ14万3,576人、おおむねほとんどがこちらのほうには該当いたしておりますが、B判定を受けた方が2,293名、そしてC判定が1名、合計2,294名の方がこの後二次検査ということで、二次検査のほうを受診するという対象の方となっております。そして、2,294名のうち、実際に受診をされた方が2,108名いらっしゃいました。この2,108名のうち、結果が確定された方が2,056名いらっしゃいました。その中の悪性ないし悪性の疑いがあると判定された方が113名いらっしゃいます。この113名の内訳でございますけれども、男性が38名、女性が75名でございます。この113名のうち、手術をされた方が99名でございます。うち、乳頭がんと判定された方が95名、低分化がんが3名となっております。残り1名の方は良性結節ということでございます。

県の本格検査、先ほど申し上げましたとおり、少し枠を広げた検査は、対象者数が37万9,952名、受診者数が19万9,772名でございます。同じようにB判定、C判定のほうを申し上げます。B判定が1,483名、C判定がゼロ名ということで、1,483名の方が二次検査のほうに回っております。こちら二次検査、受診された方が1,023名となっております。結果が確定された方が879名で、そのうち、悪性ないし悪性の疑いがあると判定された方が39名となっております。この39名の内訳でございますが、男性16名、女性23名でございます。うち、手術をされた方15名で、乳頭がんと判定された方が15名いらっしゃいました。

では、これらに基づきまして、西郷村についてご説明をいたします。

まず、西郷村、先行検査でございますが、対象者数が3,976名いらっしゃいます。受診者数が3,618名、91.0%の受診率でございます。3,618名のうち、204名の方は県外の居住者の方でございます。そして、西郷村の3,618名のうちA1と判定された方が2,084名、A2と判定された方が1,504名、次に、B判定された方が30名、C判定がゼロ名となっております。この30名の方でございますけれども、30名のうち、26名の方が二次検査を受けられました。26名全員が確定いたしております、悪性ないし悪性の疑いと判定された方が1名いらっしゃいました。

続きまして、本格検査についてご説明を申し上げます。対象者数は4,173名となっております。うち、受診者が2,996名でございます。受診率は71.8%となっております。2,996名のうち、104名の方は県外の居住者の方でございます。その2,996名のうち、1,273名の方がA1の判定を受けております。A2の判定が1,697名でございます。B判定が24名、C判定がゼロ名でございます。B判定とされた24名のうち、二次検査を受診された方が17名、そのうち、結果が確

定された方が14名となっております。その中で悪性ないし悪性の疑いとされた方は、本格検査のほうではゼロ名とございませんでした。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 以上のように、西郷村内の子どもたち、先行検査3,618人西郷村の子どもたちが受診されて、その中の異常ありが1,504人です。特に重い異常ありB判定が30名いたという非常に深刻な状況になっております。これはゼロ歳から18歳だけです。本格検査によりましても2,996人受診してA2、異常ありが1,697名、そして、二次検査に回りなさいという方24名おったという非常に厳しい数字が出ております。

本当にこれ原発事故は考えにくいと言われていますが、これが何もないところでこれだけの子どもたちが甲状腺に異常があったのかどうか、これは私は本来であれば、北海道、沖縄、全て原発事故に影響のない関係のない地区の方々も、本来は福島県と同じような検査をして、そして福島県と比較するべきだと私は思うんですが、それらは一切やらない。そして、これは放射能とは考えにくい、チェルノブイリでこうだったからこうだというふうな話をされていますが、チェルノブイリの原発事故の状況と福島の原発事故の状況というのは、非常に私違うと思います。違うから、当然結果的に出てくる症状も時期も、私は違うんじゃないかなと思うんです。

ですから、私はこの問題について県民調査、また、やられている方々は、私は無責任だと思っております。本当にこれが放射能に関係ないと言うのであれば、では何が原因で、これだけの多くの子どもたちに甲状腺の異常が見られるのか、科学的な医学的なものも含めて説明すべきだと私は思います。これが全くなされない。ただ単に放射能関係ないという、いわゆる風評被害という形の中で収めてしまっている。

しかし、現実に自分の子どもやお孫さんに甲状腺にA2なりBがあったといったご父兄、保護者の皆さんの気持ちを考えたら、放っておけない問題だと私は思います。しかし、今、村の行政はこの問題について一切かかわっていないし、何もやろうとしていない。あれだけ放射能対策特別委員会を開き、そしてまた、いろいろな条例をつくったにもかかわらず、何一つ村は動いていない。ただ、県・国の原発再稼働に加担するような無言を呈していると私は思っております。

こういう中で、私は一つ担当課長にもお伺いしたいんですが、我々は、こういった子どもたちがこれから通常診療に入っていくと思います。そのときに、この通常診療で子どもたちが行くときに、必ず親が一緒になります。保護者の方が行きます。今の現状の中で、そのA2、またBと言われた子どもたちが通常診療を受ける場合、どこの病院にどのような形で行かれているか、もしわかればお知らせ願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えいたします。

その詳細までは、村のほうでは把握はしておりません。申しわけございません。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 世界に類を見ないこの原発事故があつて、そして、これだけの何千人という、2,000人近い子どもたちが異常を来している、そしてまた、がんも1人出てしまったという状況の中で、この子どもたちがどのような形でもって、深刻な状況の中で病院で診察を受けているか、村が把握していないという現実、これは本当に、言葉では簡単に子育てを支援しましょう、安心・安全のむらづくりと言うけれども、じゃ本当に言っている方々は、何をもってその言葉を吐くんですかと、私非常に残念だし、私はその言葉を吐くだけの権利がないと思う。

もし私の子ども、孫がもしもなったときに、私は恐らく自分の車に乗せて、平田村なり福島医大に連れていくでしょう。そのときのおじいちゃん、おばあちゃんの気持ち、そのお孫さんの気持ち、子どもたちの気持ち、これ考えたときに、これを行政がわからないという、そして、そのお金も実際に交通費が幾らかかっているかもわからない、原発事故関係ないんだと、それでは、18歳以上は5年ごとに今度は診察しなさいとなっているけれども、この診察だって実際にはもう通常診療で人任せ、あなた方自己責任でやれということなんです。これで放っておいて、本当にこれが手厚い国・県の子どもたちに対する支援なのかと、とんでもないと私は思います。

ただ、このことを私は村長にもやれとは言いません。どうせやらないんだから。ただ、この現実だけは、私はきちんと村民の皆様には知っておいていただきたいし、また私の気持ちとして、子育て、子どもの教育がどうだの、支援とかどうこう、言う前に、まずこの原発事故の中で苦しんでおられる子どもたち、ご父兄の方々の気持ちをくんで、私は行政はやるべきだと思うから、担当課長には、ぜひともできる限りの立場でやれることは、やっていたきたいと、心からお願い申し上げます。

そしてまた、我々議会は全会一致で、平田村や福島医大まで西郷村の子どもたちをお母さん、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃんが連れていかなくても、西郷村で診察が受けられるような子ども診療所等誘致条例、全会一致で可決しました。だから、その診療所だって誘致しようと思えばできる条例がある。ただ、それは執行部は何もやってないけれども、ですから、できるならば、この誘致条例を生かして、できれば子どもたちが西郷本来の病院、診療所で甲状腺検査を満遍なく、いつでも受けたいときに受けられるような体制をつくっていただけるような、そのような努力をしていただきたいと要望します。

ただ、担当課長にも、そのことを肝に銘じておいていただきたいと思います。これ私は特に後は執行部の気持ちですから、私はここで何回言ってもやらないですから、もうこれ以上言う気はないけれども、ただ担当課長として、子どもたち、またその子どもたちの本当に子育てを考え、安心・安全を考えるのであれば、ぜひやっていただきたいと思います。担当課長から、もし一言、何かあればお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えいたします。

佐藤議員おただしのように、県民健康調査ということで、内容につきましては、もう県のほうに任せる形になっております。できるだけ可能な限り、こちらの部分につ

いて情報を取得できる部分につきましては、取得していきたいと考えております。今後もこの事業につきましては、県としても長く継続して実施していくことというふうになっておりますので、そちらのほうも十分考えながら、村民の健康を見守っていきたいと、そんなふうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 次に、2番目の阿武隈川及び堀川ダム、また谷津田川、堀川、いっぱいありますが、こういった川の放射能の汚染状況はどうなっているのかなというところで、ちょっとお伺いをしたいわけなんですけど、先だっても村の西郷瀨のほうに行くと、看板で禁漁、釣りもしてもいけないと、川遊びもしないでというふうな、そういった看板も立っておったんですが、現実問題として今、阿武隈川で子どもたちが、例えば川遊びをする、水遊びをする、そしてまた、魚釣りをして釣った魚を食べる、これが現実できるのかどうか、また、その調査結果はどうなっているのか、そこをちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○参事兼放射能対策課長（藤田雄二君） 佐藤議員の阿武隈川、その他、堀川、谷津田の関係の汚染状況調査についてのお答えを申し上げます。

阿武隈川については、県道白河羽鳥線羽太橋の下流、両右岸、左岸について調査をしております。それから、堀川ダムについての水質及び底質の放射性物質濃度、これらの採取地の周辺環境の土壌の放射性物質濃度及び空間線量については、環境省が平成23年から毎年実施をしております。直近の平成27年6月11日、18日実施結果として、水質については、阿武隈川、堀川ダム、両方とも不検出ということでございます。底質につきましては、阿武隈川の水底、これについては73ベクレル・パー・リットル、堀川ダムにつきましては2,450ベクレル・パー・リットル、周辺環境の土壌につきましては、阿武隈川の左岸4,800ベクレル・パー・キログラム、右岸側5,200ベクレル・パー・キログラム、空間線量としては0.31マイクロシーベルト・パー・アワー、堀川ダムで2,300ベクレル・パー・キログラム、空間線量率は0.26マイクロシーベルト・パー・アワーでございます。

また、水企業団等では、堀川ダムの流水、要するにダムに入る前の水ですが、上流部で原水、月に1回及び横川の入り口、これについても月1回実施してございまして、また、浄水場の入り口、要するに水道水になる前の水の検査につきましては週1回、これらを定期的に測定をされており、直近の結果ではどちらも不検出でございました。

なお、現在も阿武隈川支流を含めて水産物、いわゆるウグイ、鮎、コイ、ウナギ、イワナ、ヤマメも含めて、これについては現在も採取、出荷制限が、出荷の規制がかかっております。これらの魚の調査では、平成24年3月から実施してございまして、イワナ、ヤマメ、これらの調査では、セシウム134、137の合計値で300ベクレル、平成24年5月の調査では、ウグイ、イワナ、ウグイについては156ベクレル、イワナにつきましては106ベクレル、平成27年5月の調査では、ヤマメにつきまして、セシウム137のみで8.5ベクレル、134については不検出と、ウグ

イにつきましては8ベクレル、イワナにつきましては22ベクレルと、現在ではかなり下がっておりますが、まだ規制はされております。

それから谷津田、それから黒川、主要河川7河川ございますが、それらの地は村が独自に谷津田川、それから黒川、仮置き場がございますので、独自に検査した結果では、赤坂、黒森、西郷ダム、水質、底質の調査を測定を行っております、水質につきましては、いずれも不検出でございます。底質につきましては、直近の結果で、赤坂ダムにつきましては28から766ベクレル・パー・キログラム、黒森ダムにつきましては1,472ベクレル・パー・キログラム、西郷ダムにつきましては89から2,036ベクレル・パー・キログラムでございます。

あと、環境省、福島県の調査結果で過去最大値の結果でございますが、阿武隈川につきましては、阿武隈川いずれの河川につきましてダム関係につきましては、水質につきましては、いずれも不検出でございます。それから底質、ダムの底、それから川の底、これらにつきましては、阿武隈川につきましては、平成24年5月2日に検査をしておりますが、262ベクレル・パー・キログラム、左岸土壌でございますが、これは上です、左岸側の流れる方向に向かって左側の左岸側の土壌につきましては、平成23年9月30日に調査をしておりますが、1万7,700ベクレル・パー・キログラム、左岸の空間線量でございますが、平成23年11月22日、0.65マイクロシーベルト・パー・アワーでございます。右岸の土壌につきましては、平成24年11月22日、1万2,400ベクレル・パー・キログラム、それから、右岸の線量でございますが、0.79マイクロシーベルト・パー・アワーでございます。

それから、独自にトリチウムという三重水素と言いまして、比較的放射線量の弱いベータ線を発する放射性物質でございますが、これらについては、堀川ダムの水質について県で独自に調査をしておりますが、いずれも不検出でございます。堀川ダムにつきましては、事務所があります対岸側、用水吐けのあるところで調査をしております。いずれも潮水と土壌につきまして調査をしております。堀川ダム、それから西郷ダムにつきましては、人が集まるような公園的なものについては、除染は終了しております。

以上が調査結果でございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今、本当に健康推進課長、そして放射能対策課長、きめ細かに本当に詳細にわたって今ご説明をいただきました。そういうことで、我々が思っている以上に、村民がお考え以上に、この西郷の村内は放射能に汚染されて、まだまだ健康状態も自然も安心できるレベルではないということがおわかりだと思います。

しかしながら、今ここで私が放射能問題を一般質問すると、いつまで騒いでいるんだ、話しすること自体が風評被害を招くというふうな、そういう国、東電側の計略、策略のような形の中で、まともなことを言った者が結局追い込まれていくような風評になっていると思います。私は決して放射能問題をあおるわけではなくて、現実には現実として捉え、その中でいかに子どもたちを守り、村民を守り、そして、そのために

どのような対策をとることが一番大事なのかということは、真実を知ることから始まると私は思っております。そして、その真実から逃げないことだと思います。

ですから、そのようなことで、今回あえて私はこの問題をこの議会の場で書いて、やはりやっていただきました。そしてまた、県の健康調査の担当者に、これだけの多くの100万人に1人か2人と言われた甲状腺がんが百十何人、わずか三十七、八万人の中で100人を超える甲状腺がん、それも子どもたちに出たにもかかわらず、放射線は考えにくいということをいまだかつて言っている。こういう世の中の世評というのは、私は決して好ましい世の中じゃないし、本当に福島県民を守る意思が君はあるのかと、福島県の子どもたちを守る気があるのかと、私はその県民調査会の方々に強く申し上げたいと思っております。

ただ、このことを私は一言、議員というバッジを付けさせていただいて、この実際壇上から言わせていただきました。また、この問題については決して風化させることなく、これからも追及して、また訴えてまいりたいと、そしてまた、子どもたちの本当に安全と安心、そしてご父兄の方々、お母さん、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃん方が本当に安心して子育てができる、放射能から子どもを守れるような、そういう行政をできるように少しでも、微力ですが、頑張っていきたいということを申し上げて、この放射能問題についての質問は終わりたいと思っております。

次に、ブランドイメージ事業について質問をいたしますが、実は先日11月2日に西郷村議会が開会し、そして、終わった後に議会の全員協議会が開かれました。その中で、議会運営委員長から議会の今後の運営について、一般質問は1週間前に持ってこい、そして、一般質問の内容の聞き取りを各担当課長が議員の自宅に行くのではなくて、逆に役場に来てもらえと、来てもらってそこで聞き取りやれというふうなこと、また、3つ目として、議会の一般質問の中、また質疑の中では、途中で資料要求をしてはならないということを、議会運営委員会で決めたということの報告がありました。

私はこのことについて、このことは逆に議員みずからが自分の活動を制約すると同時に、各担当課長の方々にとって非常にご負担が増えたなというふうに思いました。なぜそこまで誰がためのこういった規制やったのかということで疑問を持ったんですが、今回私はそういうことでありますから、あえて今回私は資料欲しいんですが、資料要求しません。資料要求しないで一般質問を行ったときに、どのような結果を生むのかということも含めて、私は今回このブランドイメージの事業についての一般質問を行いたいと思っております。担当課長には、また、担当課長以外の課長にもご負担かけると思いますが、よろしくお願いを申し上げます。資料を出したほうがいいのか、出さなくてやったらいいのかまで含めて、聞いていただきたいと思っております。

まず、ブランドイメージ事業についてですが、これは東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から起きた、いわゆる福島県の風評被害、福島県民に対する風評と、農作物も含めたそういったものに対しての風評だと思いますが、福島県民、福島県の農産物が棄損をしてしまったという、その福島ブランドをいかに回復させるかということで始まったブランド回復事業であります。

このブランド回復事業につきまして、村の事業推進もそうなんです、福島県下全部、今回ブランドイメージ回復事業の目的として、ブランドイメージ回復基金条例の目的にあるような、原発事故による県民の作物に対する差別、偏見、忌避、忌避というのは嫌って避けるということらしいですが、そういったことによる損害をカバーするためのブランドイメージ事業だというふうに聞いておりますが、まず、お伺いいたしますけれども、西郷村が原発事故によって受けた損害、差別、偏見、忌避、ブランドイメージ事業によって何を変えようとしてこの事業を行ったのかについてのそのご説明を、まずお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） それでは、13番佐藤議員の一般質問、ブランドイメージ事業についての概要についてお答えいたします。

西郷村では、平成24年度から平成26年度にかけて、西郷村ブランドイメージ回復事業を実施いたしました。この事業は、福島県ブランドイメージ回復支援市町村交付金を財源としまして、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により福島県民がこうむったブランドイメージの低下、差別、偏見等による損害からの回復に向け、地域の実情に応じた取り組みを実施するため、基金を創設する市町村に対して交付金が交付されております。交付額は均等割としまして各市町村4,000万円、それに人口割が加算され、西郷村では合計で5,037万5,000円の交付を受けております。この交付金は、原則として平成24年度から平成26年度に実施する事業を対象とするものであります。基金事業の進め方といたしましては、平成24年度には、まず県に交付金交付申請書及び基金事業計画を提出し、次に、平成24年12月議会で西郷村ブランドイメージ回復基金条例を設置し、県より交付された交付金を基金に積み立てをしております。

なお、村の基金事業計画では、甲子温泉施設周辺の施設の充実、観光情報発信強化、村商工会等の団体による地域振興へのイベントへの補助、特産品の開発への補助に関する事業の財源とする計画を県に提出しております。

次に、平成25年度から平成26年度にかけて、基金事業計画に基づく事業を各課で実施し、その財源として基金を取り崩し充当いたしております。国・県に対しての実績報告は、最終年度である平成26年度末に完了実績報告書を提出しております。この基金事業により実施した主な事業といたしましては、剣桂公衆トイレの整備、遊歩道補修及び案内板の整備、きびたきの森トレーニングのコースの整備、それから商品開発への補助金、西郷村地場産業商工祭第30回記念事業への補助金、西郷村ブランドイメージ策定委員会を設置し、西郷村イメージキャラクターであるニシゴーンの作成の補助金といったことを実施いたしました。村のブランドイメージ回復、そういったことを目指して実施した事業ということでございます。

以上が事業の概要でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 私、今質問の中で、ブランドイメージ事業の目的としては、西

郷村のブランドイメージが低下したと、差別を受けた、偏見、忌避が損害からの回復のためということなんですが、西郷村が受けたイメージの低下、差別、偏見、忌避というのは、どんなものがあつたのかということについてお伺いしましたので、お答え願います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

一般的には農産物が売れなくなったりとか、あと、観光地への人がなかなか今までのように来てくれなくなったりとか、そういったことが風評被害として考えられるかと思ひます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 農作物が売れなくなつたということですか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） そういったことにも影響があつたのではないかというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 非常に最初からなんですが、このブランドイメージ事業を進める上で、この辺がしっかりしてない、コンセプトがしっかりしてないから、非常にきびたきの森の整備をしたとか、何かやつたとか、商品開発したとかと、非常に曖昧なんです。それで、それが我々には全く見えない中でこれが進められてきている。議会がわからない、そしてやってきたけれどもわからない、そういう中で、本当にブランドイメージ、費用対効果で5,000万円のお金を使って、本当に村のイメージがアップしたのか、回復したのか、成果というのは誰もわからないし見えないです、正直言つて。今言われましたけれども、それをここで言つてみてもしようがないんですが、それでは、このブランドイメージ事業、これを決定するに当たつて、決定されるまでのプロセスはどのような形でもつてその事業を決められて、そして、その決定するまでにどなたがかかわつてきたのかということをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

基金事業の進め方につきましては先ほども少し触れましたが、まず、県に交付申請書、それから事業計画書を提出いたしました。この事業が基金を設置してそこにお金を入れまして、そのお金で事業を実施するというようなことでございますので、平成24年の12月議会で西郷村のブランドイメージ回復基金条例というものを設置しまして、そこに県から（不規則発言あり）事業につきましては、該当する事業ということで、その当時、企画調整課だと思ひますけれども、そこで事業を決めたというふうには。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今、田中課長から企画財政課だと思ひますという、と思ひますという答弁なんです。当然これ課長も今年度から課長に来たばかりですから、その前

だとわからない。だから、そのような答弁なんでしょうけれども、ただ、私としては、行政側はたとえ4月からかわったとしても前からの継続ですから、担当課長はきちんと責任持って答弁しなきゃならないです、これ。誰が決定したのかと。まず、私わからないのは、このブランドイメージ事業をどのような形で周知をして、村民にですよ、企業に対してもですけれども、周知をして、どのような形でいつそれを集約をして、誰が決定したのかということがわからないんです。それを課長は、企画財政課だと思いますという答弁で終わってしまったんです。これ、前も言いましたけれども、資料要求すると、一般村民から議会が中断するからそれはやめろというふうなことだというんですが、ここで私がもし課長にそれははっきりさせろということで議会が中断したならば、これまた村民から怒られますから、答弁なくても、これ私続けなきゃならないの。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 佐藤富男君の質問に対して私がお答えします。

今ちょっと、だと思えますということで、ちょっとご疑念があったように聞きましたので、私がお答えしましょう。（不規則発言あり）私は原発当時、福島県の町村会長になった、そのときに知事が会長として損害賠償の協議会を立ち上げた。200社を超える団体等があって（不規則発言あり）そして……。

○議長（白岩征治君） 村長、今それ原発のほうのあれは終わっておりますので、今やっているのはブランドイメージ事業。（不規則発言あり）村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 最終的に予算を調整し提出したのは私ですので、私が決めたと、いいですか。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） それでは、村長の責任ということで話を進めさせていただきたいと思えます。

それで、ブランドイメージ事業を一つ一つ全部、本当は精査をしたいんですが、時間の関係でできません。その中でも、私、特に疑問に思った問題、一つ事業があったものですからお伺いたしますが、これ名前言っていいのかな、正直に。担当課長。出しますか。事業名をここではっきり、誰々さんのこういう事業と言ってもいいですか、この中で。担当課長いかがですか。私、質問するに当たって、誰々さんのどういう事業について質問すると言って、はっきり名前出していいですか。（不規則発言あり）じゃ正直に出させていただきます。平成27年3月25日付で村長宛てに、平成26年度西郷村ブランドイメージ回復事業実績報告書が上がっています。差出人が所在地、西郷村豊作東11、団体名、株式会社大黒屋、代表者名、古川雅裕さんですか、これ、という方から出ています。

この報告書の中に、個別事業名が西郷産ルバーブ、在来大豆を使った商品開発とPR活動ということで、自己財源が97万2,000円で、村から補助金が194万4,000円、約倍以上補助金を出して、合計291万6,000円のブランドイメージ事業を行って報告書が出ております。その中の事業の詳細なんですが、結局、希少

価値のある赤いルバーブ、私どんなものかわからないですけども、これは村でつくっていなかったと思うんです。風評被害に該当しない農作物だと思うんですが、ルバーブをまんじゅう、またはゼリーなどに加工するとともに、3年間生産が停止していた西郷在来大豆の復活を期に、在来大豆を使ったおからのドーナツ、愛ドーナツの生産を再開し、西郷村在来大豆の復活と安全性もPRする、また、フードプリンターを使って、ドーナツやクッキーに印刷を施し強くPRするとなっているんです。このフードプリンターというのが189万円の機械なんですけれども、こういう事業をやって申告をして実際に何があったかという、ルバーブを使った商品は、味のインパクトもなかったし、やってきたけれども、実際に販売までもっていきませんでしたと言っているんです。

これだけの事業の予算を、補助金180万円もらっていて、総額300万円の事業をやったんだけど、できなかつた、ルバーブできなかつたですよと、ただ、在来大豆を使った愛ドーナツは販売することができたと言っているんです。その愛ドーナツを販売するためにかかった経費が、その内訳が材料代6万3,015円、フィルム代が39万2,040円、瓶代が6万9,876円、カップ代が4万2,509円、シール代が3万240円、写真カタログ代が10万円、パンフレット代が32万4,000円、そしてフードプリンターが189万円、そして振り込み手数料が4,320円、締めて291万6,000円かかっているんです。愛ドーナツ1個つくるのに。これ中身を教えてください。どういうものなのか。課長。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

大黒屋さんが今回このブランドイメージ回復事業の補助金を使ってやっていただいたということで、その中身についてお話しさせていただきたいと思えます。

当初は、赤いルバーブということで、芝原でつくられている方のその赤いルバーブのジャムを使って、ブッセとかパイとか、そういう生地で西郷産の商品ということで実際に取り組んでいただきました。それと、あと、愛ドーナツというのは、西郷産の在来の大豆を、おからです、おからドーナツだと思うんですが、そのおからドーナツを使って、以前、震災後販売ができなかった部分を復活させて、例えば今回使ったフードプリンターについては、ドーナツのところに、食用なんです、文字を入れるとか、あとキャラクター、今ニシゴヌというキャラクターがありますけれども、そういうキャラクターを入れたり、そういう形で西郷村のPRを兼ねてやりたいということで、今回補助金のこちらの申請がありました。それについて、村のほうとしては、PRのほうにもかかわるといってやりました。

ルバーブの商品化については、（不規則発言あり）当初、1回、試作品までは見せていただきました。そして、原材料につきましていろいろありまして、数が希少なものですから、数量が、販売にいくまでの十分な数量が足りなかつた、今年の6月ぐらいに東京の銀座のほうで、ルバーブゼリーというのも1回販売はいたしました。そして、大黒屋さんのほうで、カタログの中にもルバーブゼリーという形でつくって販

売のところまでいっております。その経費も今回見たものでございます。

(「ちょっと休憩」という声あり)

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) これより2時20分まで休憩いたします。

(午後2時00分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後2時20分)

○議長(白岩征治君) 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13番佐藤富男君の一般質問を許します。13番佐藤富男君。

○13番(佐藤富男君) 担当課長、お伺いしますが、今ルバーブを東京で売ったという話もありましたが、それから、愛ドーナツも一緒に売られたんですか。

○議長(白岩征治君) 商工観光課長。

○商工観光課長(伊藤秀雄君) はい、先ほどの話では、ルバーブゼリーなんですけど、これは銀座のほうで一番最初に今年売られたということでは、ルバーブゼリーでした。愛ドーナツはこの時点では、このときには売ってないです。(不規則発言あり) 愛ドーナツについては、震災後、なかなか村の農産物の関係で、放射能、放射性物質の絡みがありましたので、生産を控えていたという形で、今回ブランドイメージ回復事業補助金の中でこれを復活させたいということで、今も売っております。

○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。

○13番(佐藤富男君) 愛ドーナツは今は売っているんですか。そうですか、わかりました。売っているということでお聞きしますが、まず、このフードプリンターというのは、メーカー名と機種名わかれば教えていただけますか。あと価格、幾らのものなのかお伺いしたいと思います。

○議長(白岩征治君) 商工観光課長。

○商工観光課長(伊藤秀雄君) お答えします。

フードプリンターの価格ですが、(不規則発言あり)こちらに請求書があるんですが、ここに書いてあるメーカーかどうかわからないんですが、EDIBLEプリンターNE420Fというタイプの(不規則発言あり)E、D、I、B、L、E、エディブルと読むのかなと思うんですが、こちらが税抜きで170万円の消費税ということで、183万6,000円というものでございます。(不規則発言あり)183万6,000円。

○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。

○13番(佐藤富男君) フードプリンターなど189万円になってますが、結局何かあって、またその183万6,000円プラスアルファになったと思うんです。これは価格ですね。そうすると、課長、これ収支決算書見ると、この機械は借上げ料で上がっているんですよ。そうすると、183万6,000円の機械を189万円で借上げたことになっているんですが、これ1年間分の借上げ料が189万円ですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えします。

今回決算書に入っています借り上げ料ということで189万円となっておりますが、これには、あとフードプリンターと、あとそのほか、そこに5万4,000円分差があると思うんですが、これにつきましては、それ、プリンター用のテーブル、テーブルも入って（不規則発言あり）その台、それで合計で189万円ということになっております。確かにこれでいくと借り上げ料という予算の分類になっておりますが、実質、備品の購入費ということになると思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そうすると、大変な問題なんですよ。このブランドイメージ事業は、平成23年か4年か6年で終わっているんですよ。終わっているんです。今回このフードプリンターを183万6,000円で買ったのにかかわらず、借り上げ料となっているんです。ということは、そもそも、このブランドイメージ回復事業のこの補助金は、備品購入費には充てられないはずなんです。充てられないお金をこの機械購入費に充てたということで、完全に県の決めから反しています。

それともう1点は、村の西郷村補助金などの交付などに関する規則、この第6条の（4）に、補助事業などの完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金などの交付の目的に反しない限り、その交付した補助金などの全部または一部に相当する金額を村に納付することとなっている。これ、大黒屋さんがやっていることは収益事業じゃないんですか。これはさっき言ったように、東京で販売しています、現在も販売していますと言ってましたよね。愛ドーナツも販売してますよ、ゼリーも販売しました、これ収益事業じゃないですか。収益事業でしょう。

収益事業になると、この規約の18条にもあるんですが、補助事業者などは補助事業により取得し、または公用の増加した次に掲げる財産を村長の承認を受けないで補助金などの交付の目的に反して使用し、譲渡し交換し貸し付け、または担保にすることはできない。ただし、補助事業者などが第6条第1項4号の規定による条件に基づき、補助金などの全部に相当する金額を村に納付した場合は、補助金などの交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、別に定める期間を経過した場合はこの限りではないということで、いわゆる不動産及びその従物、そして（2）に、機械及び重要な器具で別に定めるものとあるんです。これ器具じゃないですか。補助金で買った。これ収益事業であり、村の規定した18条に抵触しているんじゃないですか。それを借り上げ料というまやかしの項目、課目にして、購入費をこの借り上げ料にかえたんじゃないですか。

これは課長、いいですか、地方公務員法の第29条あるんですよ。結局こういったことを精査もしないし、こんなことをぬけぬけとやってきたことは、地方公務員法の第29条懲戒処分戒告に当たるし、また、職務に専念する義務の中でも、注意力を全てをその職務遂行に当たってやりなさいという公務員法の義務には反するし、また、

村の財務規則予算執行職員などの責任ということで、予算の執行、その他財務に関する事務を処理する職員は、法令契約及びこの規則に準拠し、かつ予算で定めるところに従い、それぞれ職分に応じ歳入を確保し、歳出を適正に執行する責を負うと、これあくまでも文章、うそでしょう、これ報告書。借り上げ料じゃないですよ、これは。備品購入費じゃないんですか。

またこれ現在も実は、平成27年10月8日付、福島民報新聞、大黒屋さんのほうでショコラクッキー販売ということで、ファイアーボンズにちなんだショコラクッキーを開発したと、これはホワイトチョコの生地選手11人と藤田弘輝ヘッドコーチの顔写真をプリントした、そして、これを12枚入りワンセットで、価格は1,080円、そして、これをホームゲームの会場に限り1,000円で販売すると、開幕戦では約200セットを提供すると、白河市の本店と西郷村新白河店でも取り扱おうと、こういう1,000円で販売するというものですよ。これは完全に収益事業じゃないですか。

これ西郷村補助金等の交付に関する規則にも反するし、ブランドイメージ事業の県の決めた備品購入費に当てはめられないものを当てはめたんじゃないんですか。これおかしいでしょう。どのように説明するんですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

今回、村のほうのブランドイメージ回復事業補助金交付要綱ということで定められたものの中には、備品購入という基本的に充てられる項目についてはうたっていないんですが、その他、村長が事業実施に必要と認める経費ということで、全て備品購入も妨げるものの規定にはなっていないです。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 課長、私はあなたのためを思うんだけど、地方公務員として、村長に肩を持つとか、こうだからじゃなくて、やはり正しい公務員としての立場で、発言、答弁をしてください。それでないと、これおかしくなりますから。それでは課長、県のブランドイメージ交付金要綱ありますね。何に使ってもいいですよ、だめですよとありますね。その要綱をお示してください。村長の一存で備品購入にも充ててもいいんですか。根拠になるその要綱を教えてください。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えします。

ただいま県の交付要綱については、今持ってませんので、今はちょっとできません。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） じゃ、わからないで仕事を進めているんですか。この備品購入を一目いいか悪いかということをつかずに、この事業を進めたんですか。今の答弁聞くとそうでしょう。見なきゃわからないということは、県のその交付要綱を理解してないで進めたということじゃないですか。これ中島村のブランドイメージ回復事業に関する補助金の中には、補助対象とならない経費の中にいろいろあります、食料

費とかいろんな報酬とか、その中で、もっぱら個人、事業者の資産の形成するための事業にはだめですよと言っているんですよ。

また、棚倉町のブランドイメージ回復事業の出金も、補助対象事業の中で、特定の個人や団体などの営利を目的とした事業もだめですよと言っているんですよ。結果としてどうなんですか、これ。こうやって販売しているんじゃないですか。ルバーブもそうでしょうし、愛ドーナツもそう、またショコラクッキーもそうじゃないですか、これ、販売して収益事業でしょう。これは備品でしょう、あくまでも。我々商売人からすれば備品ですよ、これ。県の要綱わからないでやったんですか、これ。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えします。

今回、村の補助金交付要綱を立てるに当たりまして、一応そちらのほうに準拠した形をとりながら、交付要綱を発議させていただいていました。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 結局、課長、私から見ればだめなんですよ。だめだから、ここに借上げ料というまやかしの科目を計上してごまかしたんですよ、これは。そうでしょう、これ。借上げ料ということは、一時借上げですから、これ返さなきゃならないんですよ。機械が183万6,000円しかししないものを、何で189万円の借上げ料を払っているんですか、これ。今後この機械はどうするんですか。これは村の管理ですか。村の補助金ですから、当然これ第18条に従って、きちんと管理すべきでしょう。その後の契約できているんですか。使用契約は、どうなんですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えします。

こちらにつきましては、レンタル料というような形でご請求いただいたものがありまして、それで借上げ料という形の分類で入れさせてもらいました。あと、仮にこれが備品購入ということでもなりまして、村の補助金交付要綱の中で、当然ものの耐用年数の期間は縛りが、処分してはならないという規定になっておりますので、こちらのほうは、そういった場合には処分できないよということによっております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そんなでたらめな答弁で納得できないですよ、これ。だったら、はじめから備品購入費でこれ経常科目でやったらいいんじゃないですか。大体ブランドイメージ交付金要綱、県のやつ、ここできちんと示してください。備品購入してもいいのか悪いのか、使っていいのか悪いのか、今示してください。責任ある言葉で答えてください。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで暫時休憩いたします。

（午後2時39分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

(午後2時58分)

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 今の資料の整理がまだできないというようなことで、まだ時間がかかるということですので、ここで午後4時まで休憩したいと思います。

(午後2時58分)

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

(午後4時00分)

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13番佐藤富男君の一般質問の答弁を許します。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 13番佐藤議員の質問にお答えいたします。

時間をとりましたこととおわびを申し上げます。

フードプリンターの件についてのやりとりがありまして、ずっと内容を聞きましたが、議員おっしゃるとい見方もあります。これもそのとおりかもしれません。今回、県に確認しましたところ、県の交付要綱では、対象経費については制限は設けられておりません。あくまで市町村の交付要綱に基づいて交付することとなっております。こういう答えでした。

なぜかと言うに、当時は平成24年10月にこの要綱の通知が来ております。議員お持ちですね。この当時は、やはり先ほどどういことこのブランドイメージという交付金できたのかと、国はそういこと市町村が何らかのブランドを回復してもらいたい、世界の福島になってしまったと、旅行も物品も輸出品も全てがストップだと、農作業も出荷停止になるというあの状況において、何とかしなければならんといこと、この要綱をつくって、そして国費を県の基金に入れて、そして市町村の事業に回すという形をとったわけでございます。

そうしますと、備品、普通は備品というのはあまり今まで言われたとおり、個人の資産に属するものについては、よしとしませんでした。しかし、今回のブランドイメージは、やはり新商品開発、さっきの愛ドーナツでしたっけ、それから、ルバーブとか商品開発をすると、そういったことを含めた委託ということですので、備品がもちろんだめとは言わない、入っていない、交付金の中に制限はしていないといこと、それもいいのではないかと。では、この借上げと書いたのはどういことかと、この疑問があるわけでありませう。

結局この備品は、交付要綱では対象としては制限はしてない、いいともとれますが、常識的に、では、だめなのかとい考えもあります。このことについては、県は制限を設けてないといことだけで、これは市町村でちゃんと説明をして、国費が入っていますので、関係者でちゃんと説明できるならいいですよといことらしい。そうしますと、補助金として流したものが成果として村の支出、公金支出に当てはまるかといことです。今回は、ドーナツとルバーブができた、あるいはプリンターはいろんなところに使ってその後の商品化していると、それがブランドになっていく、ある

いは村の産品と関係出てくる、そういった成果が出てくるかどうかというふうにかかるわけであります。

いろいろ議員からご指摘受けましたので、この件については、じゃ国・県で再度、今の村の交付要綱でいいのかどうか、あるいは県はそういうことでいいのかどうか、今回の例えば借り上げとしたのが備品購入でいいのかということの書類上の問題も出てくるわけでありますので、1時間でなかなかやりとり完了しませんでしたので、ご指摘を受けて、これから県とずっと、国ともやって、そして、結論を出していきたいというふうに思っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 県では制限を求めているということなんですが、担当した県の担当部、担当課、担当者のお名前を一つお願いしたいということ、それからもう一つですが、今、県と国とやりとりをして結論を出したいということなんですが、これはどういうことですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） まず、県の担当は、原子力損害対策課のイトウさんという人に聞いたわけでございます。

それから、県と国とどうやるかについては、ブランドイメージ回復というこの事業が、3・11の大災害に対して福島がもがいたと、それをどう回復するかというあの状況において、国も交付金をつくって、市町村の懸命な回復努力に資するといったイメージの中において、今の備品といったものがどういう扱いになるかということであります。

通常は、ほかの、先ほど中島村の例を申されました。そういったことだろうという解釈もできますが、やっぱりそれだけではだめだと、もうちょっと突っ込んだ努力をしたらどうかというイメージがあって、県の交付要綱では、対象経費については制限は設けていないと、あくまで市町村の個々のことで一生懸命やってくださいということが、今、議員が言われたとおり、備品という扱いについていいのかどうかということの確認になるわけであります。これ、事業としては既に完了報告していますので、今のご指摘によって変更するのかどうかということ、私も確認しなければなりませんので、ただ、今の段階ではちょっと、いいかどうかの判断できません。私。よく打ち合わせしないと。そういうことでございますので、そう対応したいと思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） では、時間がないので担当課長にお伺いしますが、この実績報告書があったときに、このフードプリンターの、いわゆる買い込んだ領収証、これを確認してますか。フードプリンターの領収証。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えします。

領収証につきましては、実際に見せていただいてコピーをとらせていただいております。（不規則発言あり）先ほどもご説明しました（不規則発言あり）フードプリン

ターについては183万6,000円。あとほかに、その5万4,000円のは別です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そのただし書きはどうなっていますか。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） 平成26年12月18日から平成27年3月31日までのレンタル代としてということで（不規則発言あり）平成27年3月31日までのレンタル代として（不規則発言あり）3月末ですね。（不規則発言あり）平成26年。（不規則発言あり）はい。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 183万6,000円でレンタル料を、1年間のレンタル料として払ったということですね、そうですね。要するに平成26年12月18日から平成27年3月31日、1年間のフードプリンターのレンタル料が183万6,000円ですね。ですね。機械代が183万6,000円ですよ、ぴったりですよ。そういうレンタル会社というのはどこかわかりませんので、時間がないので、これまだ終わりませんけれども、とんでもないことです、これ。はっきり言って、これレンタル料ですから、備品じゃないですね。備品じゃないですよ、レンタル料ですから。189万円はレンタル料、借上げ料ですよ。備品じゃないですね。村の台帳にもないでしょう、備品という。載ってないでしょう、備品としては載せてないでしょう。ないですよ。また、使用契約も結んでないですね。（不規則発言あり）使用契約結んでないでしょう。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えします。

村との使用契約と、そういうことでございますが、今回の場合は特産品開発に絡む補助金ということで出しているのです、村とその備品、レンタル料なので、その辺の契約はしておりません。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そうすると、借上げ料は本来、村に来るべきじゃないんですか、その183万6,000円の借上げ料というのは、村が補助金を出しているんだもの村のほうに来るんじゃないんですか、本来、違うんですか。それはどこから借り上げているんですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） こちらのレンタル、今回補助を受けたほう、大黒屋さんのほう、古川さんのほうとしては、レンタル受けているもとは、全菓連共済ビルディング株式会社（不規則発言あり）今の会社です。（不規則発言あり）全菓連共済ビルディング株式会社。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） これ時間ないからですけども、きっかり183万6,000円の機械をレンタルするのに189万円のお金を出しておいて、それを村じゃなくて全菓連のほうにレンタル料払ったということでしょう。村の189万円の

お金どこにいったんですか。おかしいですよ、これ絶対。これ後で、時間ないから、またこれ延長してやりますが、とりあえず時間切れだからどうしようもない。

みんな知ってますから機械、私調べましたから。一般の安いやつは13万円で買えるんですよ、フードプリンター、クッキーでも印刷できるやつ、家庭用だと。これだってそんなにしないはずですよ。それをわざわざ180、全菓連に、私、全菓連に問い合わせますが、183万6,000円のレンタル料を払って、そうすると、全菓連では当然その機械買ったんでしょうね。まさか全菓連で。そうですよね、全菓連で買って全菓連が借りたんですよ。信じられないですけども、ちょっとこれ調べます。そういうことで時間なものですから、ここで終わらせていただきます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日は、12月9日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後4時13分）

